

湯沢町公共施設等総合管理計画（案）

平成 29 年 2 月

湯 沢 町

目次

1. はじめに	1
1.1. 計画策定の背景と目的	1
1.2. 対象範囲	2
1.3. 計画の位置づけ	3
1.4. 計画期間	3
2. 公共施設等の現況及び将来の見通し	4
2.1. 町の概況	4
2.2. 人口の現状と見通し	5
2.3. 財政の状況と見通し	7
2.4. 公共施設の状況	9
2.5. インフラ資産の状況	13
2.6. 公共施設等の状況と将来の更新等費用の見通し	16
3. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	19
3.1. 現状や課題に関する基本認識	19
3.2. 公共施設等マネジメントの基本方針	20
3.3. 公共施設等の保有量適正化の方針	21
3.4. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	22
4. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	26
4.1. 公共施設	26
4.2. インフラ資産	31
5. 推進体制	33
5.1. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有	33
5.2. フォローアップの実施方針	34
資料編	35
1. 公共施設一覧	37
2. 公共施設等の将来更新等費用の試算条件	40

※文章及び図表の数値は、端数処理の都合により、合計が一致しない場合があります。

1.はじめに

1.1. 計画策定の背景と目的

全国の地方公共団体では、1960年代～1970年代に公共施設が集中的に整備され、それらの施設は、建替えなどの更新時期を一斉に迎えようとしています。

また、少子高齢化の急速な進行に伴い、扶助費等の社会保障関係経費は増加傾向にあり、財政状況が年々厳しさを増している中で、今後は既存の公共施設等の更新に充当できる財源が減少していくことが見込まれます。

さらに、人口減少等によって既存の公共施設に対する需要が変化していくことも予想されることから、公共施設等の状況を把握するとともに、適正な供給量や配置を実現することが、全国共通の課題となっています。

国は、平成25年11月「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)において、インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化を踏まえ、「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、平成26年4月に全国の地方公共団体に、「公共施設等総合管理計画」の策定を要請しました。これにより、地方公共団体は、庁舎・学校などの公共施設、道路・橋りょうなどのインフラ資産などすべての公共施設等を対象として、10年以上の視点を持ち、財政見通しとライフサイクルコスト※に配慮した公共施設等総合管理計画を平成28年度までに策定することとなりました。

本町においても公共施設等の老朽化が進み、改修や建替えが必要な時期を迎えようとしています。しかしながら、財政面においては、人口減少や固定資産税の減少等に伴う税収の伸び悩み、社会保障関係経費の増大による歳出の増加も想定されることから、将来的にすべての公共施設等をこのまま維持していくことは困難な状況が予測されます。

このような背景の中、本計画は、本町における公共施設等の全体を把握するとともに、公共施設等を取り巻く現状や将来にわたる課題等を客観的に整理し、長期的な視点を持って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的として策定するものです。

※ライフサイクルコスト：製品や構造物などの企画、設計に始まり、竣工、運用を経て、修繕、耐用年数の経過により解体処分するまでを建物の生涯と定義して、その全期間に要する費用

1. 2. 対象範囲

以下の公共施設等（公共施設及びインフラ資産）を対象とします。

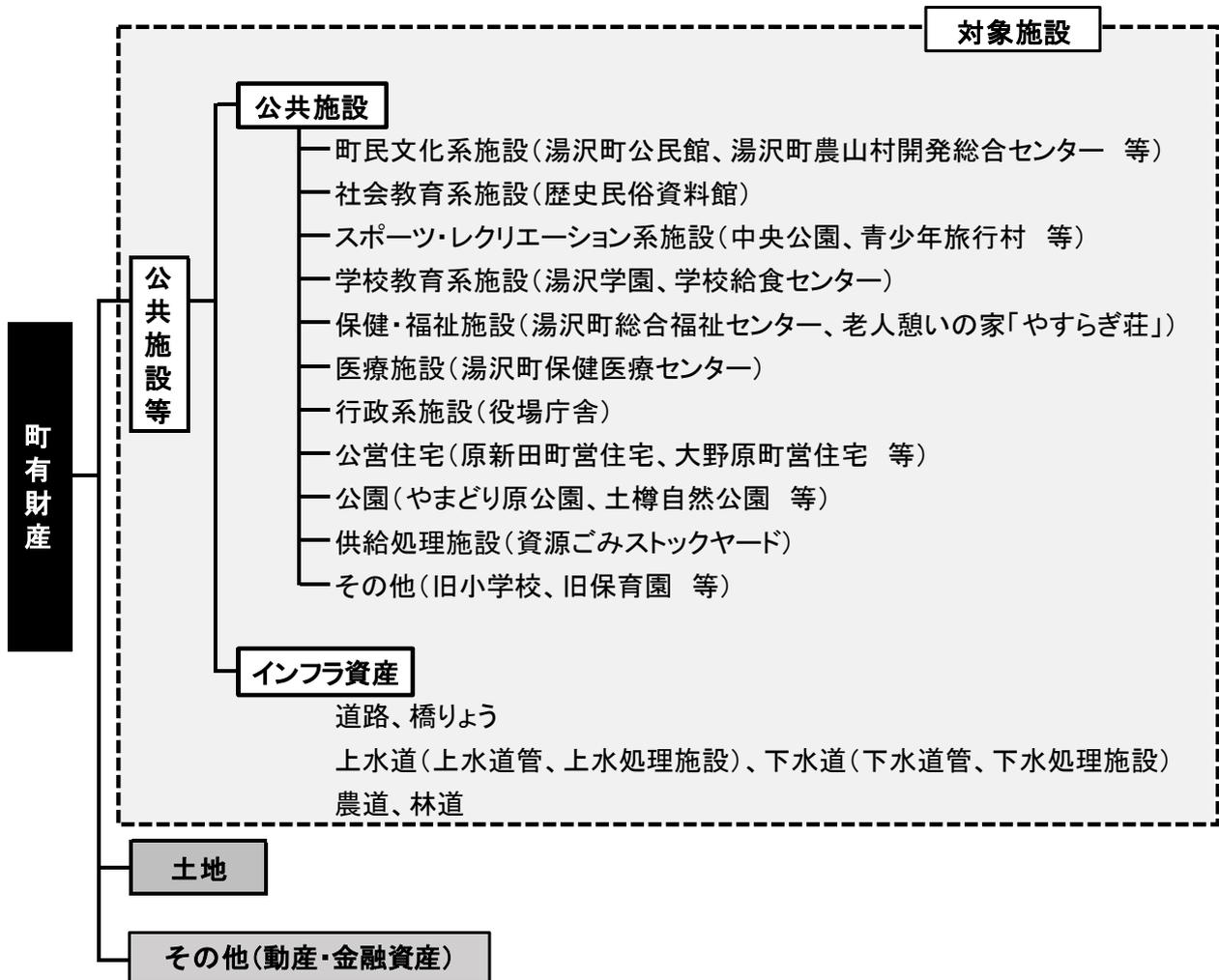


図 1-1 対象範囲

※施設の分類は、「公共施設等更新費用試算ソフト」（総務省監修）の分類に準拠しています。

1. 3. 計画の位置づけ

本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」や町の「総合計画」等を踏まえて策定します。本町の今後の公共施設等の管理に関する基本的な方針を示すものであり、個別施設ごとの具体的な対応方針を検討する際の指針となるものです。

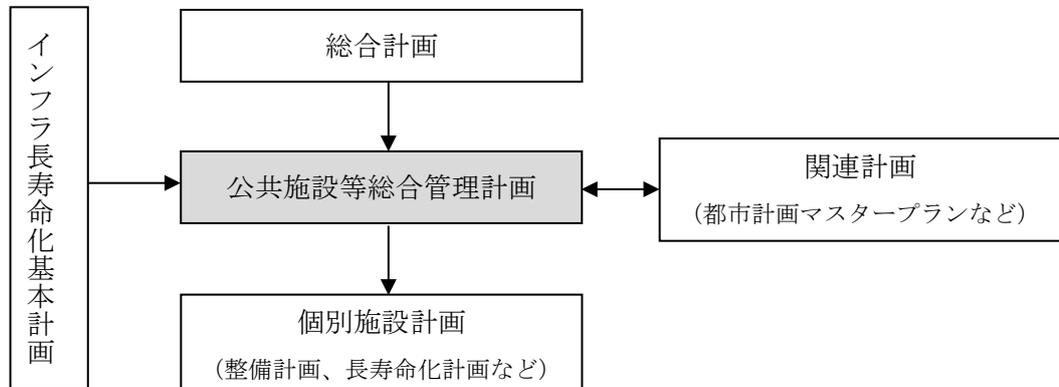


図 1-2 計画の位置づけ

1. 4. 計画期間

本計画の計画期間は、平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間とします。

なお、今後の上位・関連計画の見直しや社会情勢の変化などの状況に応じて、適宜見直しを行うものとします。

2.公共施設等の現況及び将来の見通し

2.1.町の概況

(1)位置・交通

本町は、新潟県の中部最南端に位置し、南東は群馬県、西は長野県に接している山あいの町です。

昭和 57 年に上越新幹線、昭和 60 年に関越自動車道が相次いで開通し、東京から新幹線で約 90 分、高速道路でも約 2 時間で結ばれており、山間地としては非常に恵まれた高速交通環境が整備されています。この高速交通環境は国内外の観光客誘引に大きく寄与するとともに、湯沢町の町民にとっても高い利便性をもたらしています。

(2)自然環境

本町は、総面積 357 k m²のうち 90%以上を森林が占めており、冬には 3 メートルもの雪が暮らしを覆う国内有数の豪雪地帯です。

「日本百名山」に数えられている谷川岳や苗場山などに囲まれ、町内の大部分は上信越高原国立公園と魚沼連峰県立自然公園に指定されています。また、川端康成の小説「雪国」の冒頭に書かれている、深い山々と雪の情景は湯沢町のイメージを代表するものとなっています。

(3)産業

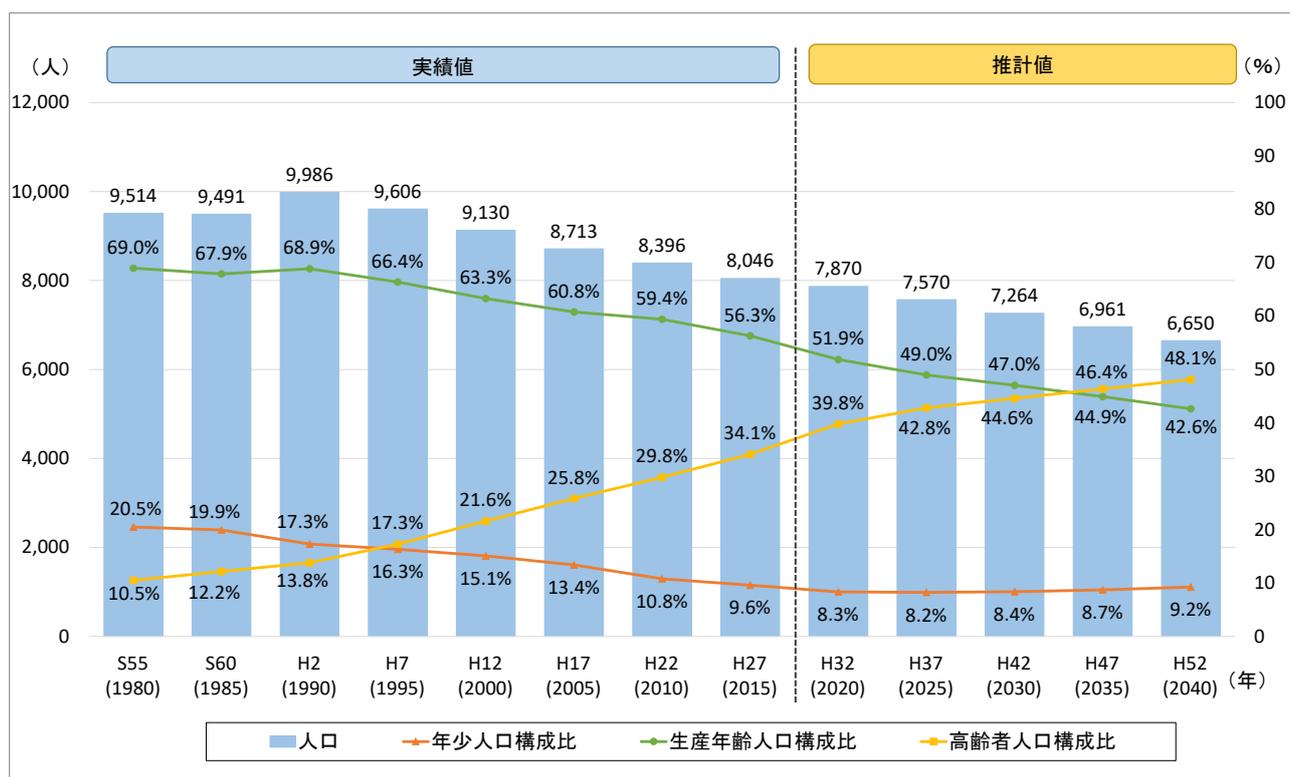
本町は、全国的にも知名度の高いスキー場や温泉のほか、豊かな緑、湖・河川など、四季折々の自然を楽しむことのできる観光資源を有しています。一時期、年間 400 万人を下回った観光客も回復傾向がみられ、平成 27 年度は 433 万人が本町を訪れています。観光客の大半は冬季に訪れており、四季を通じて観光客が訪れるよう、地域の歴史や文化、恵まれた自然を生かした通年型観光地となる取組を進めています。

2.2. 人口の現状と見通し

(1) 町全体

本町の総人口は平成2年に9,986人でピークを迎え、その後は減少傾向となり、平成27年には8,046人となっています。湯沢町人口ビジョンでは、平成52年の総人口は6,650人と推計されています。

年齢3階層別の割合をみると、平成27年の生産年齢人口は56.3%、高齢者人口は34.1%となっています。平成52年には生産年齢人口が42.6%まで減少、高齢者人口が48.1%まで増加する見通しとなっており、将来は一層高齢化が進行すると予想されます。



出典：実績値は総務省「国勢調査」、推計値は湯沢町「湯沢町人口ビジョン」

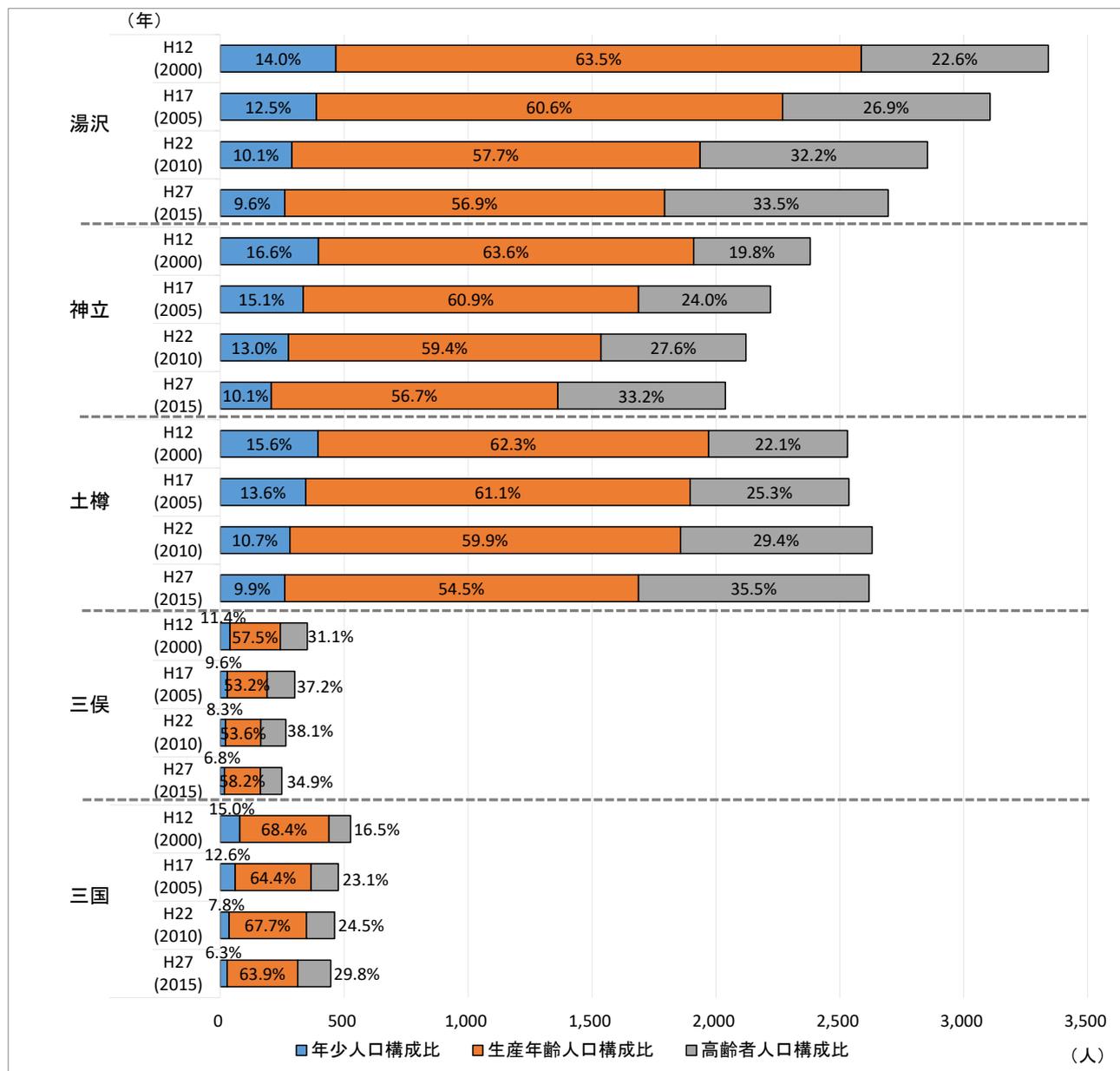
図 2-1 総人口及び年齢3階層別人口割合の推移と見通し

※年少人口：15歳未満の人口、生産年齢人口：15歳以上65歳未満の人口、高齢者人口：65歳以上の人口。

(2) 地区別

人口を地区別にみると、土樽地区ではリゾートマンションへの定住による増加もみられますが、全体的には減少傾向にあります。

また、全ての地区で少子高齢化が進行しています。



出典：総務省「国勢調査」

図 2-2 地区別総人口の人口推移と見通し

2.3. 財政の状況と見通し

(1) 歳入（普通会計）

本町の歳入（普通会計）の状況を見ると、平成27年度の歳入総額は約76.8億円であり、そのうち、地方税は約38.9億円で、歳入総額の約51%を占めています。

地方税の推移を見ると、主に固定資産税の減少により一貫して減少傾向となっています。今後、生産年齢人口の減少が見込まれている中、地方税収入は一層減少していくと予想され、歳入の増加は期待できない状況となっています。

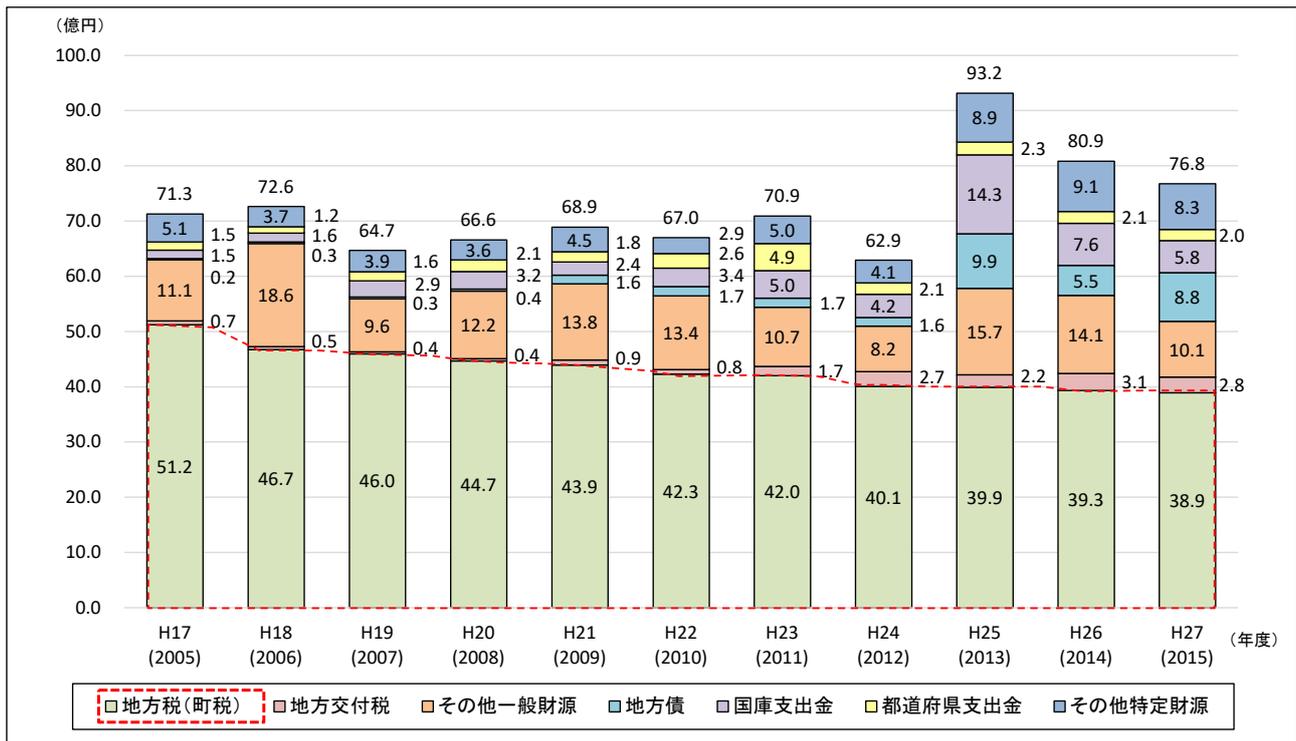


図 2-3 歳入（普通会計）の推移

- ※一般財源：いかなる経費についても使用できる収入。地方税、地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金。
- ※地方税：地方税法・条例により地方公共団体が徴収する税。住民税（個人、法人）、固定資産税、軽自動車税等。
- ※地方交付税：地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国が地方公共団体に対して交付するもの。
- ※特定財源：一定の用途にのみ使用できる収入。国庫支出金、都道府県支出金、地方債等。
- ※国庫支出金：国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、補助金等。
- ※都道府県支出金：都道府県の市町村に対する支出金。
- ※地方債：地方公共団体が年度を超えて行う借入れ。

(2) 歳出（普通会計）

本町の歳出（普通会計）の状況を見ると、平成 27 年度の歳出総額は約 71.8 億円です。今後も高齢化の進行などにより義務的経費である扶助費の増加が見込まれます。

そのため、大幅な税収の伸びは期待できない状況の中、公共施設等の整備に要する経費である投資的経費については、現在の水準を維持していくことが困難になることが想定されます。

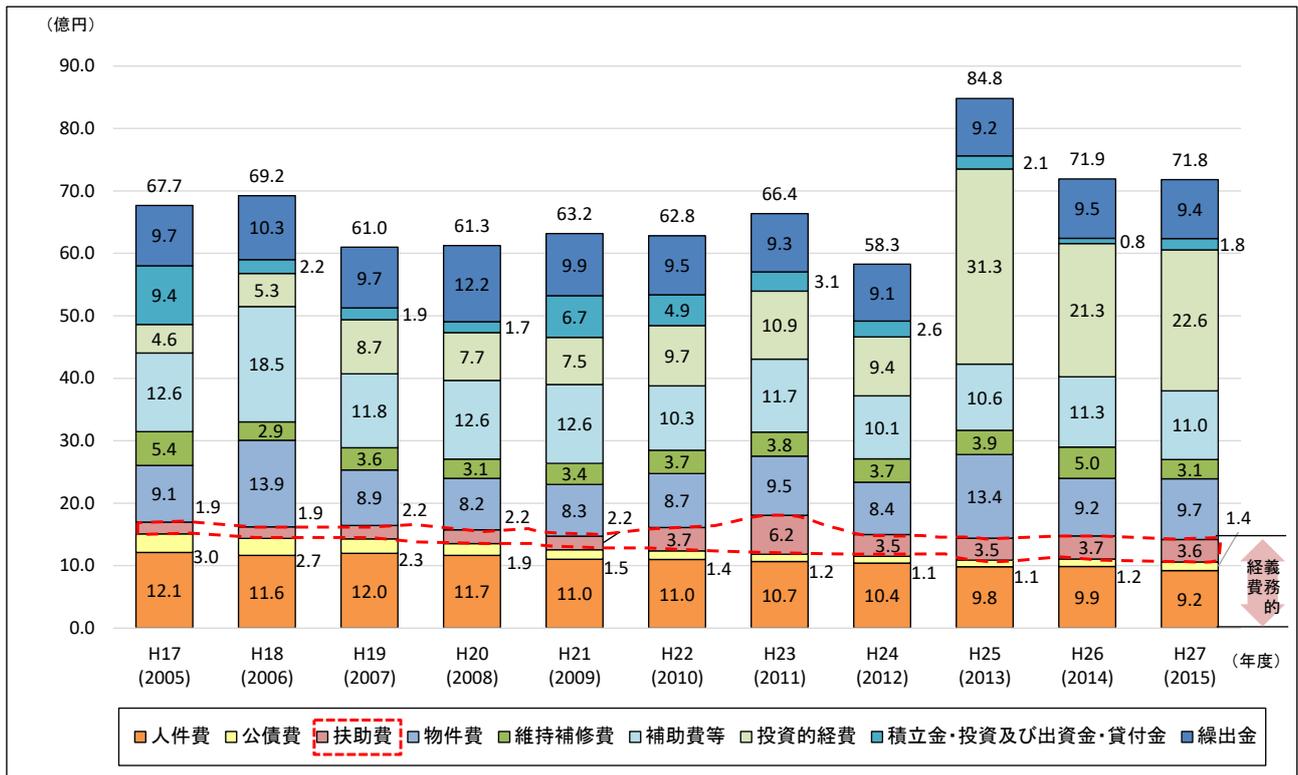


図 2-4 歳出（普通会計）の推移

※人件費：職員給、職員手当、委員等報酬、議員報酬手当等。

※公債費：地方債の元利償還等に要する経費。

※扶助費：社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令（児童福祉法、老人福祉法等）に基づいて実施する給付等。

※物件費：地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称。消耗品費、光熱水費、委託料等。

※維持補修費：公共用施設等の維持に要する経費。

※補助費等：各種団体に対する補助金、負担金等。

※投資的経費：道路、橋りょう、建物等の整備等に要する経費。

※積立金：財政運営を計画的に行うため、または財源の余裕がある場合に積立てる経費。

※貸付金：地方公共団体が直接あるいは間接に現金の貸付を行うための経費。

※繰出金：普通会計と公営事業会計との相互間において支出される経費。

※義務的経費：地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない経費。人件費、扶助費、公債費。

2. 4. 公共施設の状況

(1) 施設の保有状況

本町の公共施設の保有数は77施設であり、延床面積は約8.6万㎡となっています。延床面積の主な内訳は、その他（約2.2万㎡）が25.8%、スポーツ・レクリエーション系施設（約2.2万㎡）が25.0%、学校教育系施設（約1.7万㎡）19.8%の順となっています。

表 2-1 公共施設の施設数と施設規模

施設分類	施設		延床面積	
	(施設数)	(%)	(㎡)	(%)
町民文化系施設	14	18.2	6,350	7.4
社会教育系施設	1	1.3	971	1.1
スポーツ・レクリエーション系施設	20	26.0	21,587	25.0
学校教育系施設	2	2.6	17,046	19.8
保健・福祉施設	2	2.6	2,689	3.1
医療施設	1	1.3	7,241	8.4
行政系施設	1	1.3	4,122	4.8
公営住宅	3	3.9	2,928	3.4
公園	10	13.0	356	0.4
供給処理施設	1	1.3	637	0.7
その他	22	28.6	22,275	25.8
合計	77	100.0	86,201	100.0

平成 27 年度調査時点

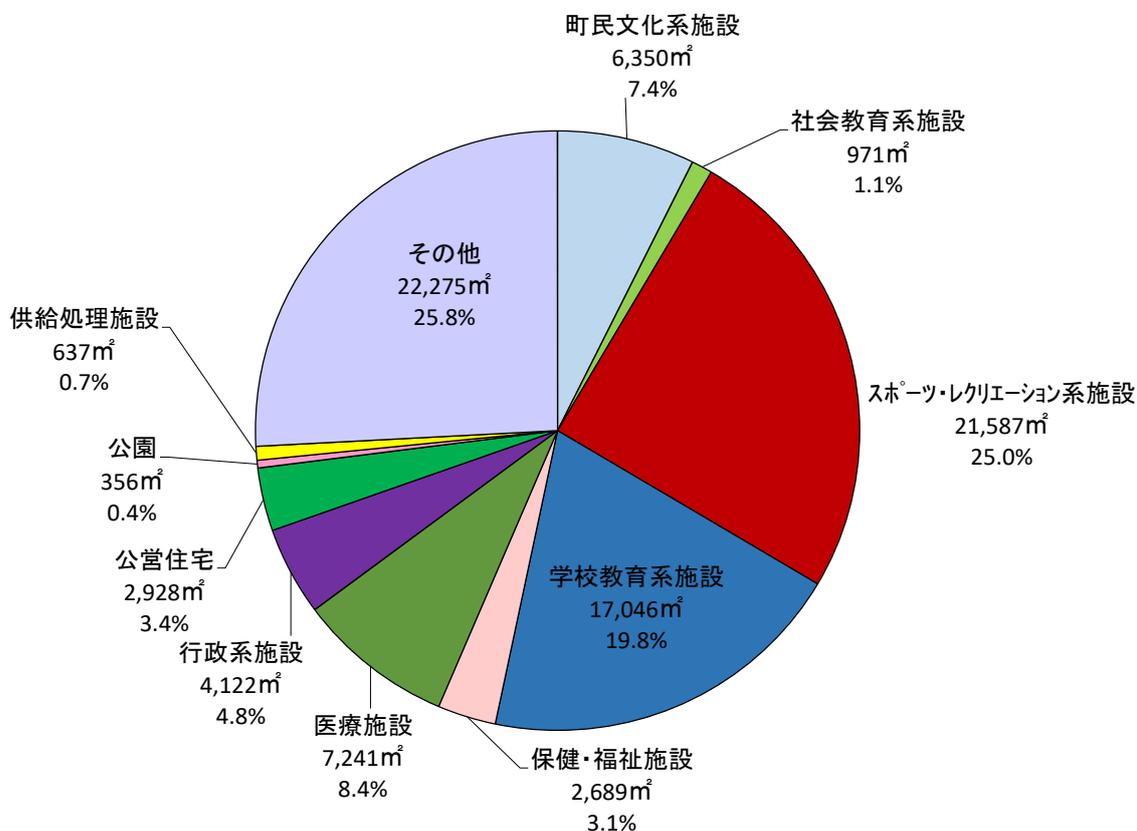


図 2-5 公共施設の施設分類別延床面積

(2) 老朽化の状況

本町の公共施設の建築年度別の延床面積の状況をみると、建築後30年以上経過している施設は約3.3万㎡であり、公共施設全体の38.6%を占めています。建築後30年未満の施設は約5.3万㎡であり、公共施設全体の61.1%を占めています。

一般的に、建築後30年程度で大規模改修、60年程度で更新（建替え）が必要とされており、今後これらの公共施設の更新等の時期が到来することが予想されます。これまで、更新（建替え）や大規模改修を実施してきましたが、今後も老朽化対策を講じていく必要があります。

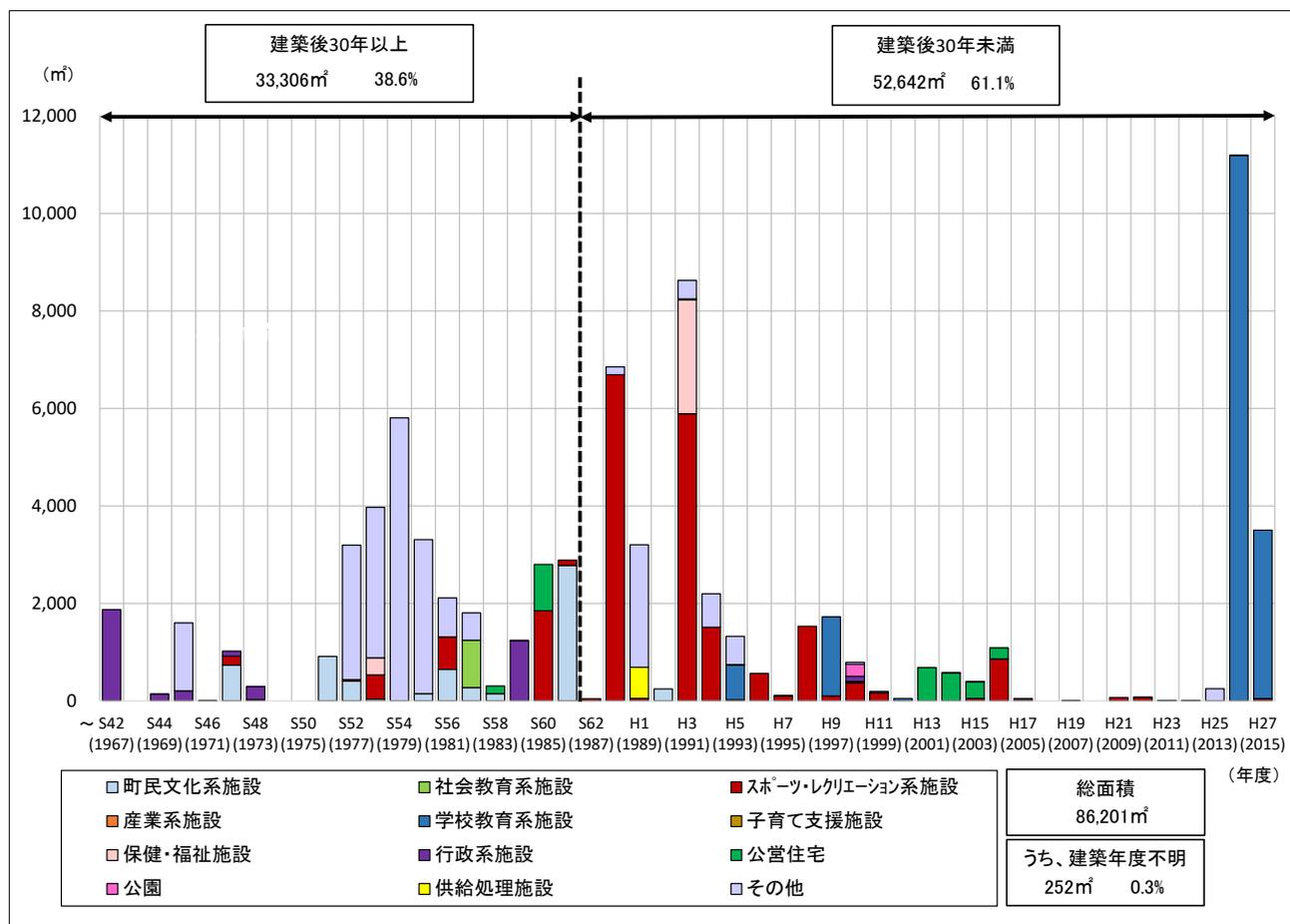


図 2-6 公共施設の建築年度別延床面積

(3) 耐震化の状況

新耐震基準[※]の公共施設の延床面積は約 6.2 万 m²で全体の 71.6%を占めています。

旧耐震基準[※]の公共施設の延床面積は約 2.4 万 m²であり、全体の 28.1%を占めています。

旧耐震基準の公共施設のうち、耐震化未実施の公共施設の延床面積は約 1.6 万 m²であり、64.8%となっています。

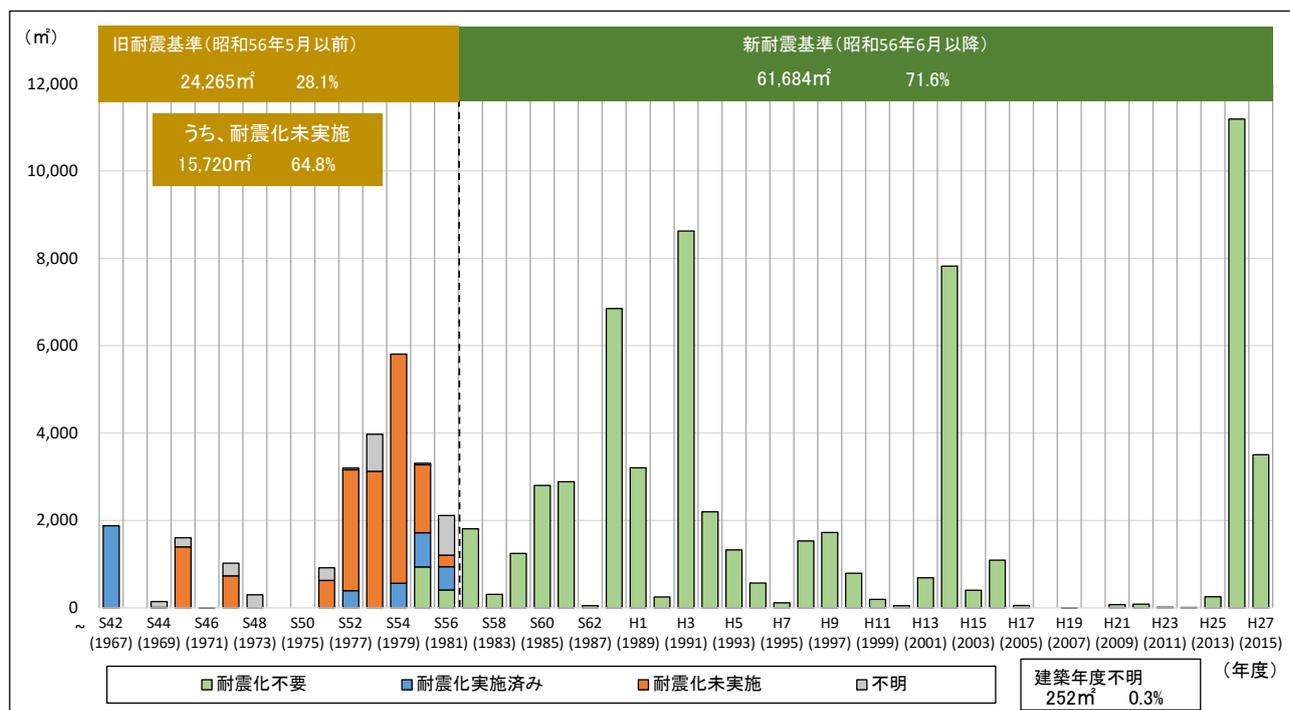


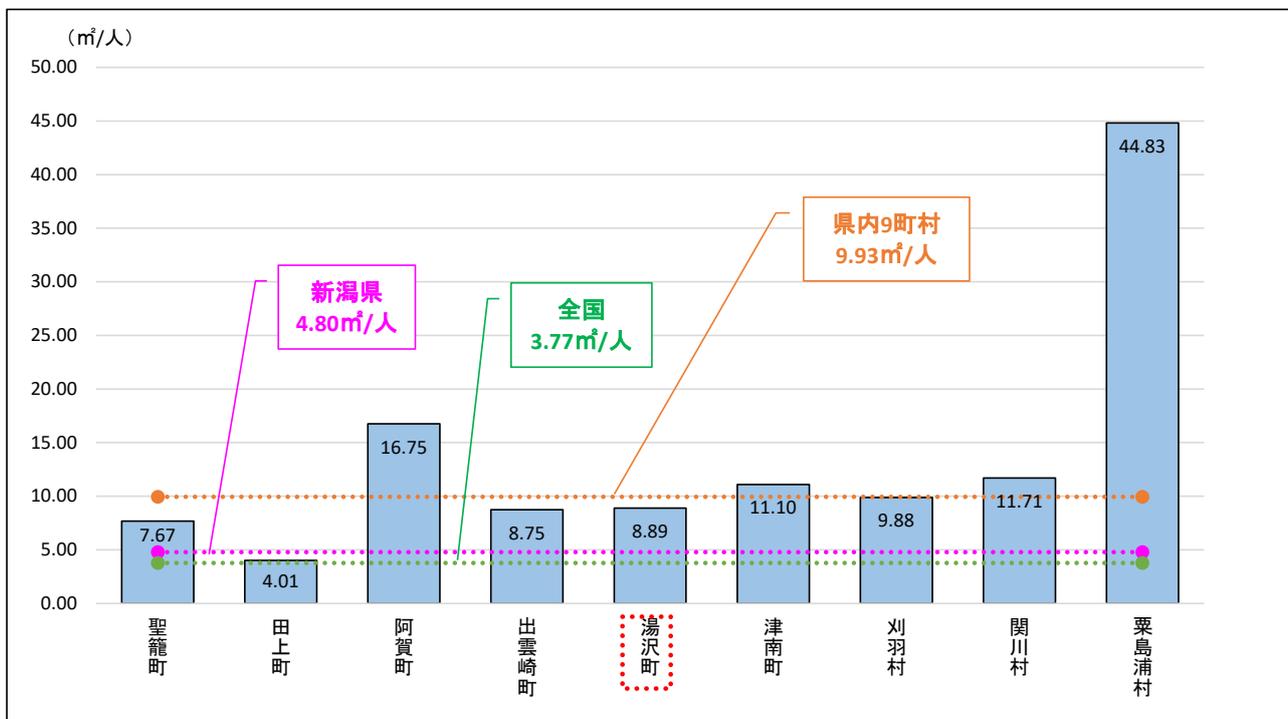
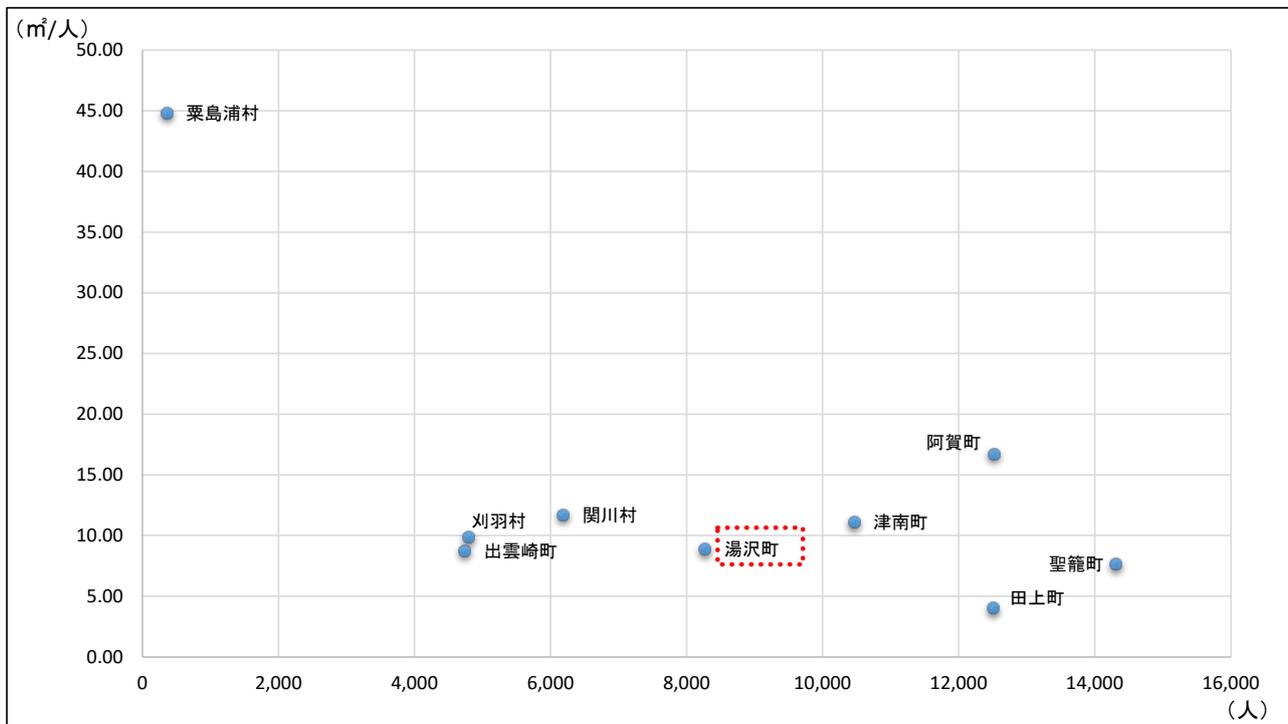
図 2-7 公共施設の耐震化状況 (延床面積ベース)

※旧耐震基準：建築物の設計において適用される地震（中地震：震度 5 程度）に耐えることのできる構造の基準で、昭和 56 年 5 月 31 日以前の建築確認において適用されていた基準。

※新耐震基準：建築物の設計において適用される地震（大地震：震度 6 強）に耐えることのできる構造の基準で、昭和 56 年 6 月 1 日以降の建築確認において適用されている基準。

(4) 他団体との比較

本町の公共施設の1人当たり延床面積は約8.9㎡/人であり、全国（約3.8㎡/人）や新潟県（約4.8㎡/人）を大幅に上回っています。県内の9町村のなかでは、概ね中位に位置しています。



出典：公共施設の延床面積：総務省「公共施設状況調（平成26年度）」
 人口：総務省「住民基本台帳登録人口（平成27年1月1日現在）」

図 2-8 公共施設の1人当たりの延床面積の比較

※P.5の人口及びP.9の公共施設の延床面積とは出典が異なります。

2.5. インフラ資産の状況

インフラ資産は、生活や産業の基盤であり、これまで多くの施設を整備してきました。本町の主なインフラ資産の保有状況は以下のとおりです。

表 2-2 主なインフラ資産の保有状況

分類	種別	数量
道路	一級町道	22.3 km
		203,449 m ²
	二級町道	33.1 km
		190,182 m ²
	その他の町道	106.2 km
		505,205 m ²
計	161.7 km	
		898,835 m ²
橋りょう		104 橋
		2.3 km
		18,292 m ²
上水道	管路	166.3 km
	上水処理施設	43 施設
		753 m ²
下水道	管路	96.0 km
	下水処理施設	5 施設
		7,140 m ²
農道		22.3 km
林道		15.3 km
		47,404 m ²

平成 26 年度末時点

(1) 道路

本町の道路の総延長は、約 162km となっています。

これまで多くの道路が整備されてきましたが、今後も舗装の打替えなどの更新が必要となります。

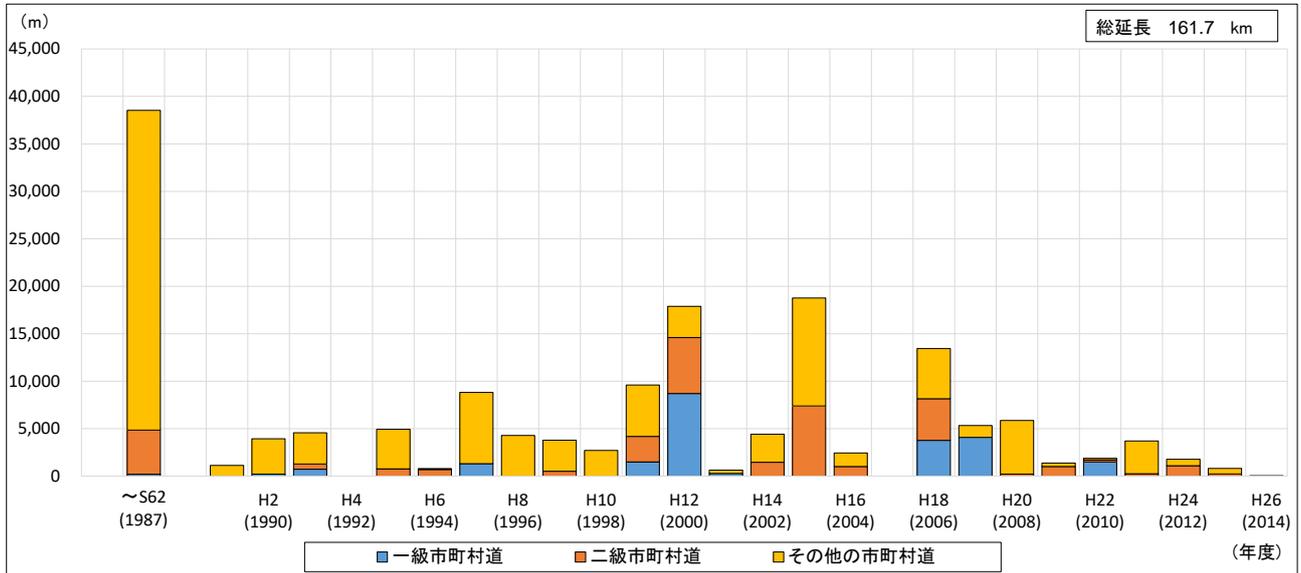


図 2-9 道路の整備年度別延長

※昭和 62 年度以前の整備分は、「~S62」にまとめて計上しています。

(2) 橋りょう

本町の橋りょうの総面積は約 1.8 万㎡となっています。

橋りょうの耐用年数の 60 年を踏まえると、平成 39 年度頃から平成 67 年度頃にかけて、多くの橋りょうが更新時期を迎えます。

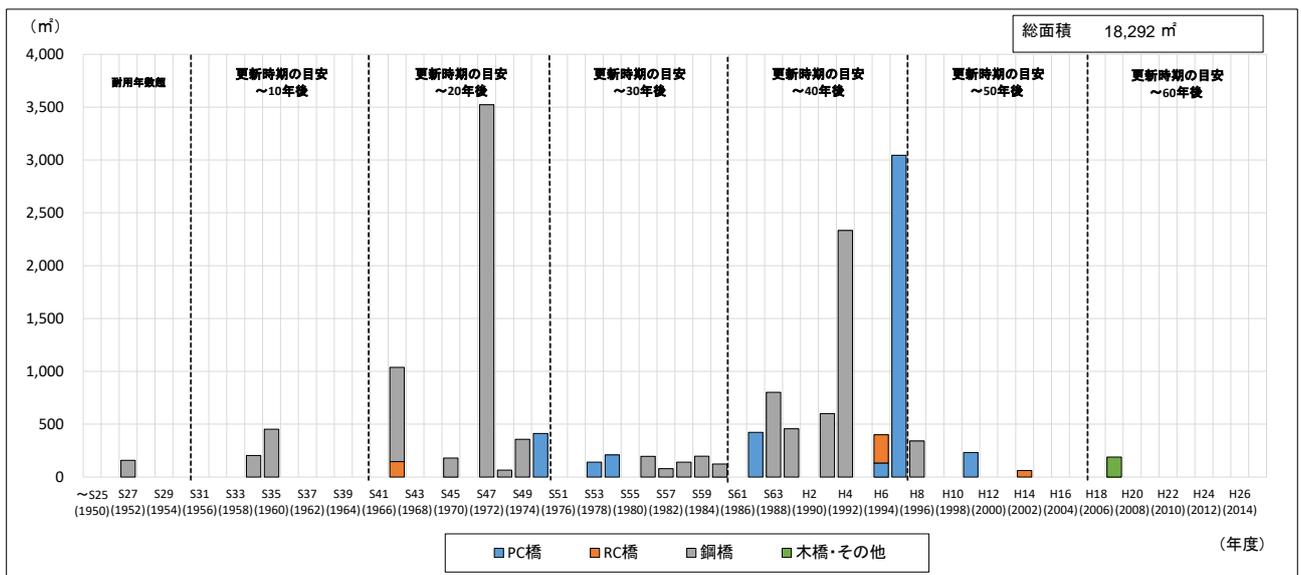


図 2-10 橋りょうの整備年度別面積

※整備年度不明はグラフに表示されていません。

(3) 上水道

本町の上水道の総延長は約 166km となっています。

上水道の耐用年数の 40 年を踏まえると、平成 37 年度頃から平成 57 年度頃にかけて、多くの上水道が更新時期を迎えます。

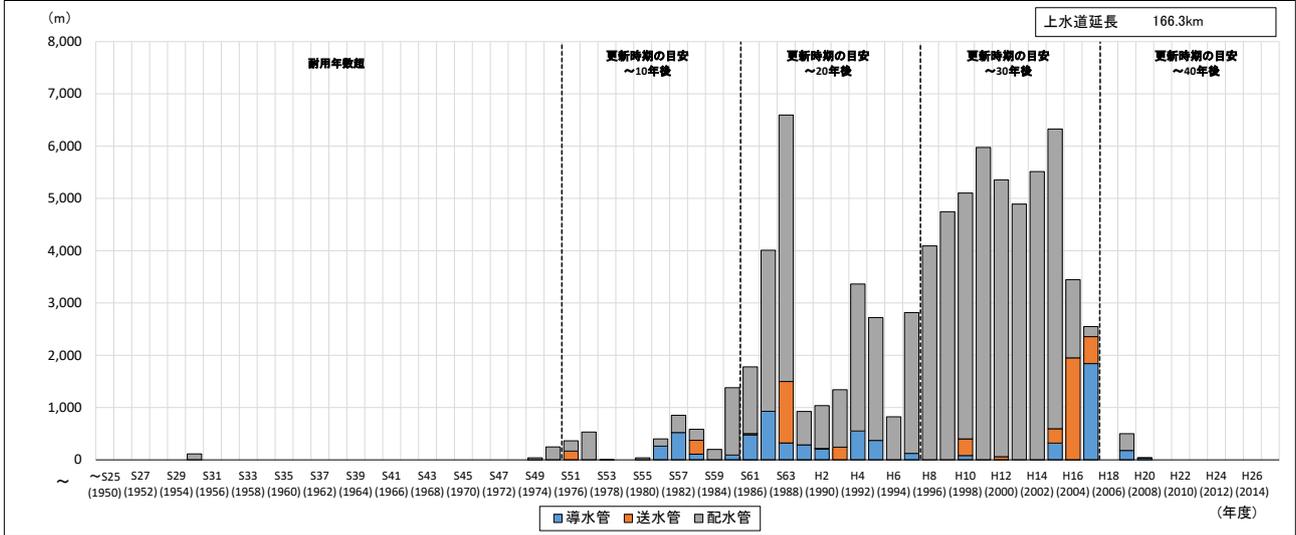


図 2-11 上水道の整備年度別延長

※整備年度不明はグラフに表示されていません。

(4) 下水道

本町の下水道の総延長は 96km となっています。

下水道の耐用年数の 50 年を踏まえると、平成 47 年度頃から平成 66 年度頃にかけて、多くの下水道が更新時期を迎えます。

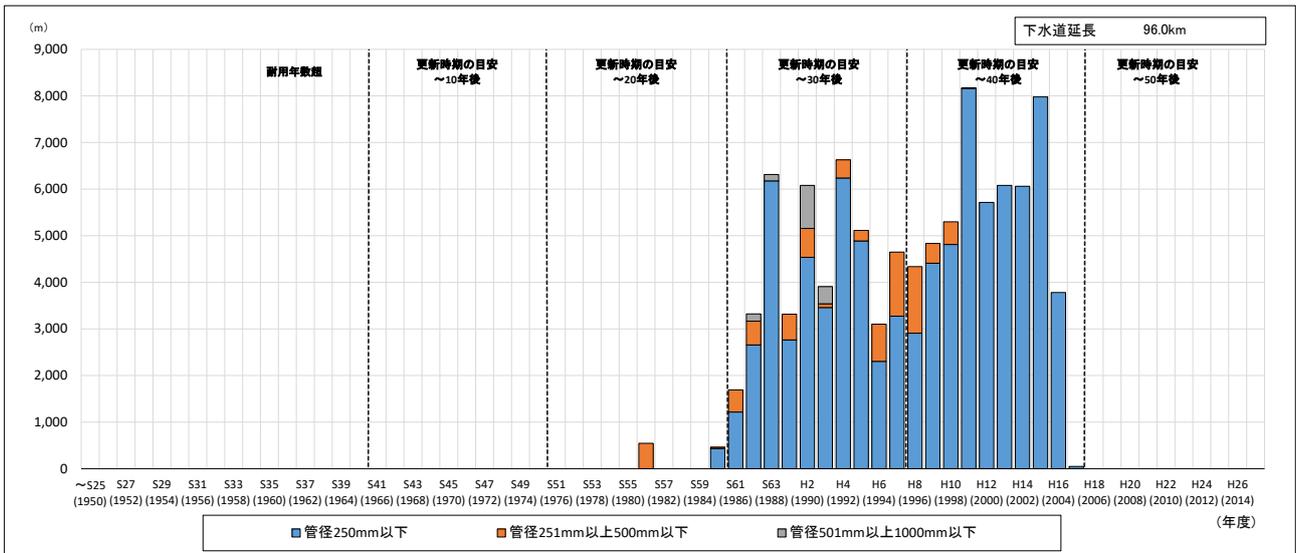


図 2-12 下水道の整備年度別延長

2.6. 公共施設等の状況と将来の更新等費用の見通し

(1) 公共施設

平成 29 年度から平成 68 年度までの 40 年間に、公共施設の更新等にかかる費用の合計は約 364 億円と推計され、年平均では約 9.1 億円となります。

10 年ごとにみると平成 29 年度から平成 38 年度の 10 年間は大規模改修を中心に約 99 億円の費用が必要になるものと想定されます。

その後は更新が多くなり、平成 49 年度から平成 58 年度が最も多く、約 126 億円の費用がかかると想定されます。

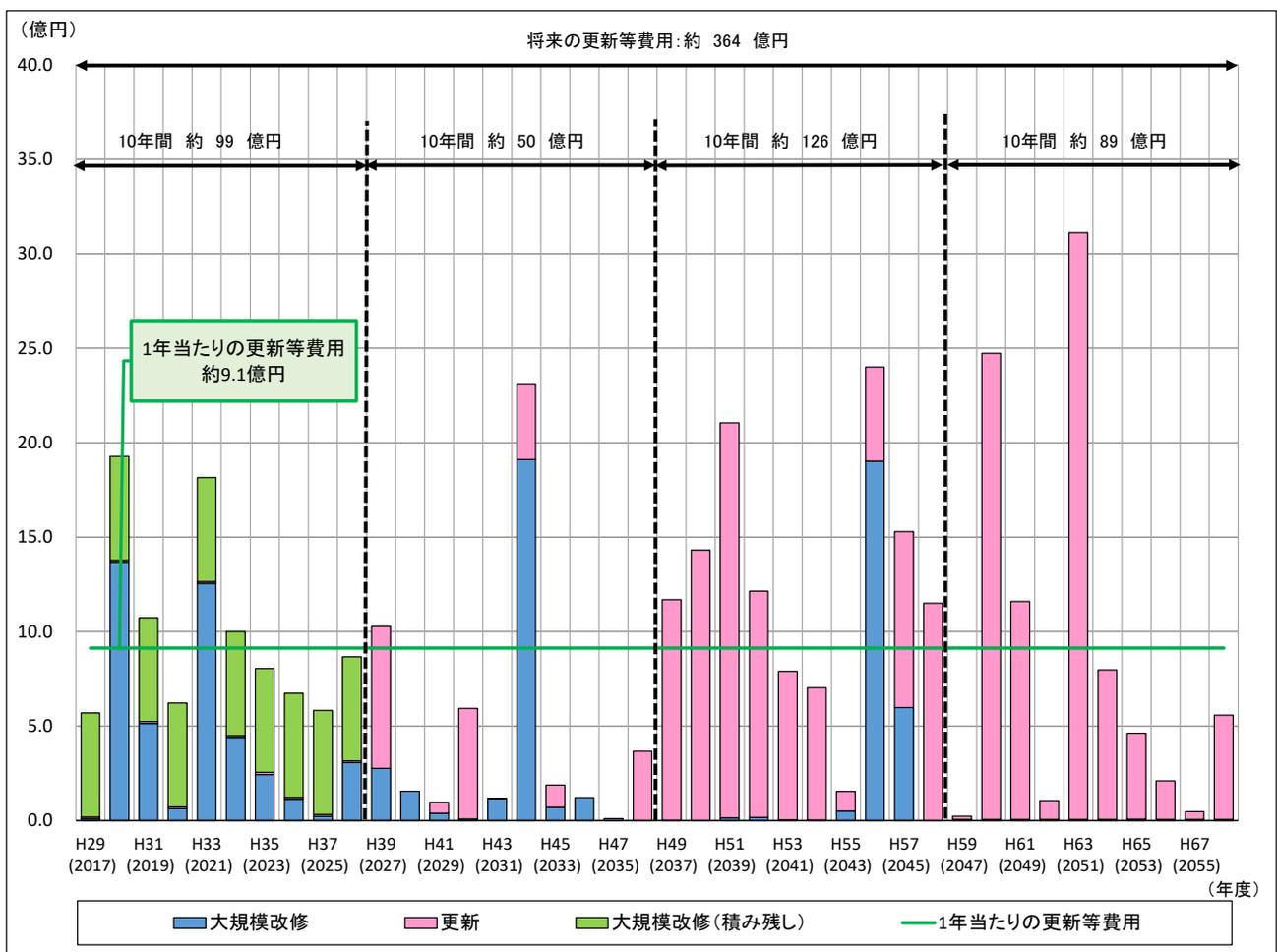


図 2-13 公共施設の将来の更新等費用の推計

※「公共施設等更新費用試算ソフト」(総務省監修)により試算。

※投資的経費実績額:平成 22 年度から平成 26 年度の既存更新分、新規整備分の合計の 5 ヶ年平均。

(2) インフラ資産

平成 29 年度から平成 68 年度までの 40 年間に、インフラ資産の更新等にかかる費用の合計は約 450 億円と推計され、年平均では約 11.3 億円となります。

10 年ごとにみると平成 29 年度から平成 38 年度の 10 年間に 71 億円、その後は更新等費用が増加し、平成 49 年度から平成 58 年度で約 136 億円と最も多くの費用がかかると想定されます。

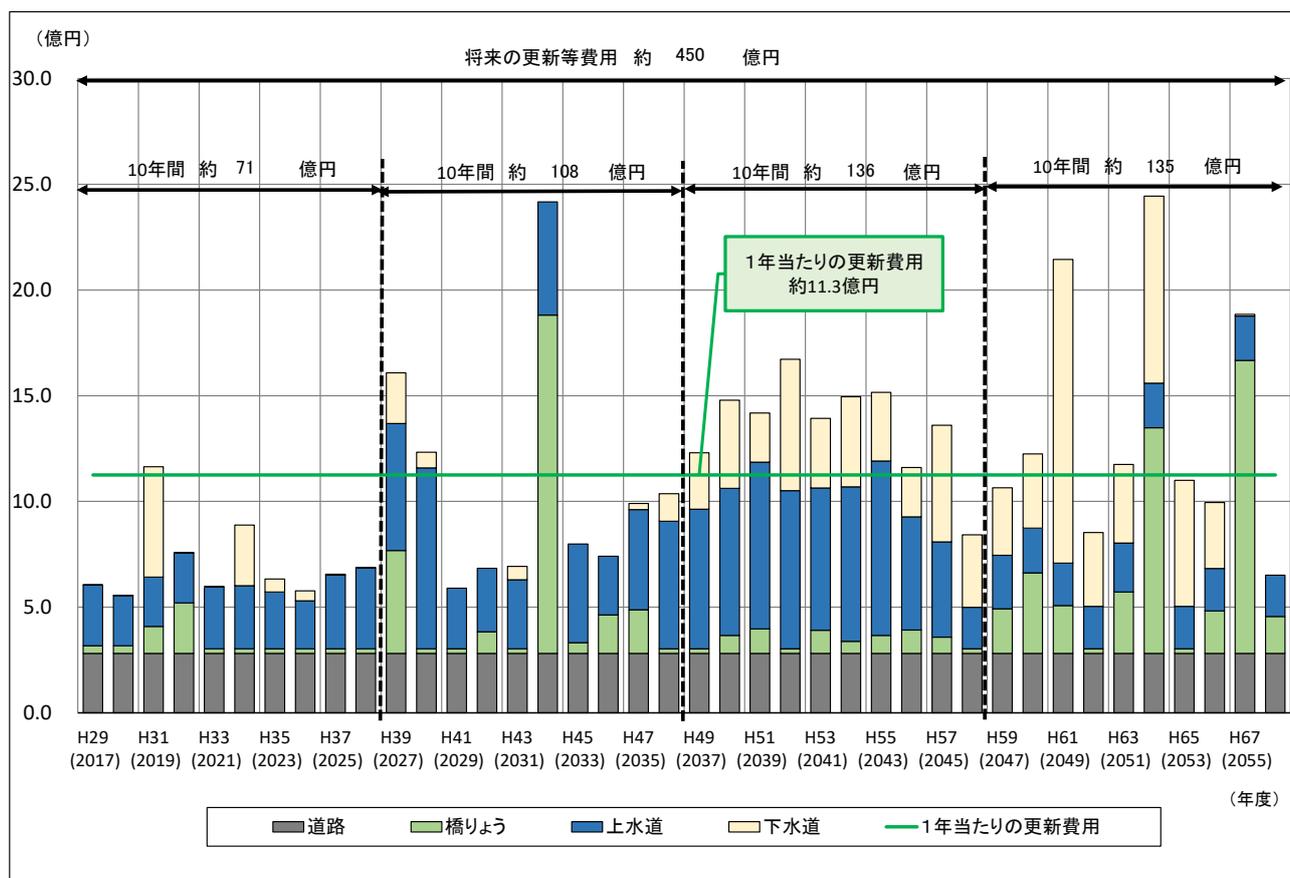


図 2-14 インフラ資産の将来の更新等費用の推計

※「公共施設等更新費用試算ソフト」(総務省監修)により試算。

※将来の更新等費用の試算には、主なインフラ資産として、道路、橋りょう、上水道、下水道の更新等費用を計上。

※投資的経費実績額：投資的経費のうち既存更新分であり、平成 22 年度から平成 26 年度の 5 カ年平均。「資料編」を参照。

(3) 公共施設等

平成 29 年度から平成 68 年度までの 40 年間に、公共施設等（公共施設とインフラ資産の合計）の更新等にかかる費用の合計は約 814 億円と推計されます。年平均では更新等費用が約 20.4 億円/年で、投資的経費実績額が約 7.6 億円/年であることから、約 12.8 億円/年が不足すると推計されます。

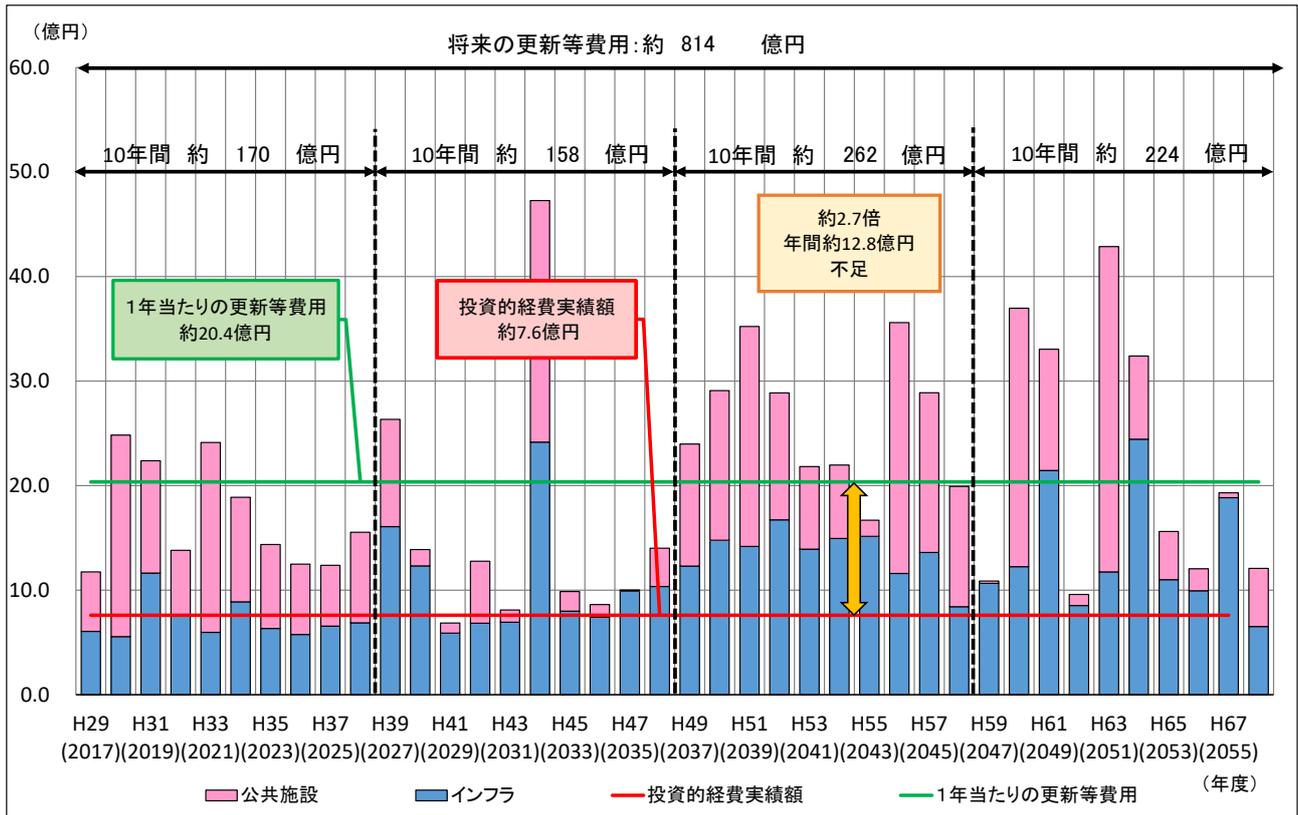


図 2-15 公共施設等の将来の更新等費用の推計

※「公共施設等更新費用試算ソフト」（総務省監修）により試算。

※投資的経費実績額については、資料編を参照。

3.公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

3.1. 現状や課題に関する基本認識

人口、財政、公共施設等の現状や将来の見通しを踏まえると、以下のような課題が挙げられます。

課題 1：需要の変化への対応

本町の総人口は、平成 2 年をピークに減少傾向にあり、今後も減少が続くことが予測されています。また、高齢化が進み、平成 52 年には約 2 人に 1 人が高齢者となる見通しです。地区別では、土樽地区を除き全体的には減少傾向にあります。そのため、人口構造の変化や地域特性などに対応した施設の規模や配置などの適正化を図る必要があります。

課題 2：厳しい財政状況への対応

今後も歳入の増加が期待できない状況において、高齢化の進行等に伴う社会保障関係経費の増加により、公共施設等の整備に充当できる財源を現在の水準で維持することが困難となることが想定されます。厳しい財政状況を見据えて、施設の維持管理・運営にかかるコストの縮減や財源の確保を図る必要があります。

課題 3：施設の老朽化への対応

本町は多くの公共施設等を保有しており、それらの老朽化が進行しています。今後、施設の更新や改修が必要となる時期を順次迎え、多額の費用を要することや、更新時期が集中することが想定されます。

そのため、施設の安全性や性能の確保と、更新や改修にかかる費用の抑制・平準化を図る必要があります。

3.2. 公共施設等マネジメントの基本方針

公共施設等を取り巻く現状や課題を踏まえ、持続可能な公共サービスの実現に向けて、本町における公共施設等マネジメントの基本方針を以下の通りとします。

基本方針 1：施設の規模や配置の適正化

将来のまちづくりを見据え、地域特性、住民需要、財政事情などを勘案し、必要となる公共サービスの水準を確保しながら、施設の規模や配置の適正化に努めます。

基本方針 2：コストの縮減と財源確保

民間活力の導入、省エネルギー対策、未利用財産の処分、受益者負担の適正化などの様々な取組により、施設の維持管理や運営にかかるコストの縮減と財源の確保に努めます。

基本方針 3：計画的な施設の保全

予防保全型の計画的な維持管理により、施設の安全性や性能を確保するとともに、更新や改修にかかる費用を抑制・平準化し、財政負担の軽減に努めます。

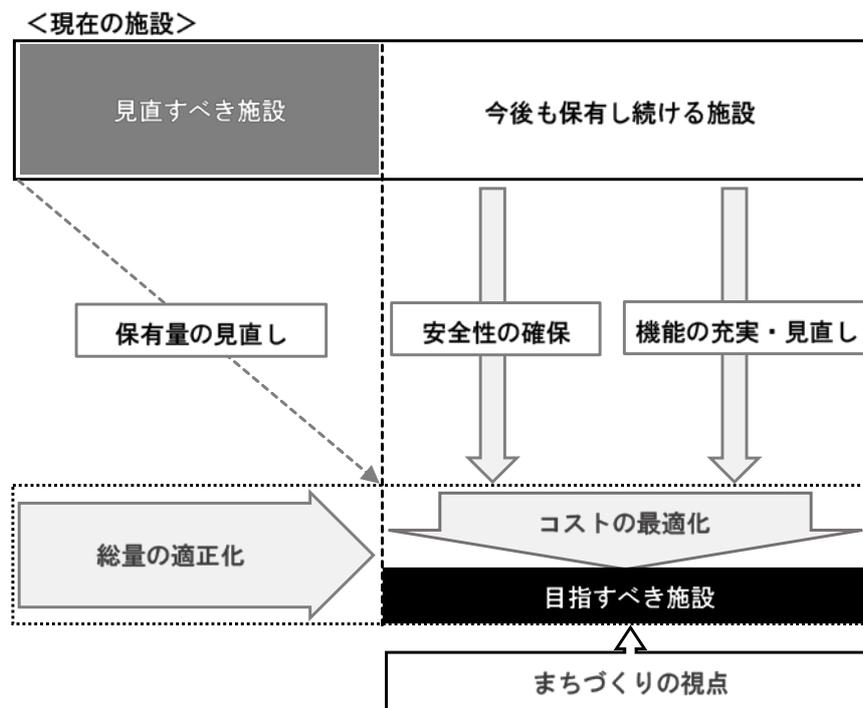


図 3-1 目指すべき施設のイメージ

3.3. 公共施設等の保有量適正化の方針

今後も現在の公共施設等を保有し続ける場合、今後40年間で必要とされる更新等費用の総額は815億円と推計されます。年平均の更新等費用は20億円/年であり、今後も全ての施設を保有し続けることが困難な状況となっています。

(1) 公共施設

将来にわたり公共サービスを提供し続けるために、下記の取組などにより、公共施設の保有量を縮減し、適正化を図ります。

- 新規整備は抑制し、必要最低限とする。
- 既存の未利用施設や未利用スペースを積極的に活用する。
- 町が保有する必要性が低い施設については、民間等への譲渡を検討し、老朽化し、活用が見込めない施設は除却する。
- 施設の更新等の際には、適宜、集約化、複合化、減築などを行い、全体の延床面積を減らす。

(2) インフラ資産

インフラ資産は、社会基盤となる施設であり、現時点では基本的に総量の縮減が困難であることから、予防保全型の維持管理に努め、費用の抑制・平準化を図り、持続可能な施設保有を目指します。

3. 4. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

■計画的な点検・診断の実施

施設の特性に応じて、国・県の基準やマニュアル等を踏まえて、計画的に点検・診断を実施し、施設の劣化や損傷等の状況把握に努めます。

■メンテナンスサイクルの構築

点検・診断・修繕等の措置の履歴の情報を記録し、次期点検・診断等に活用するという「メンテナンスサイクル」を構築します。

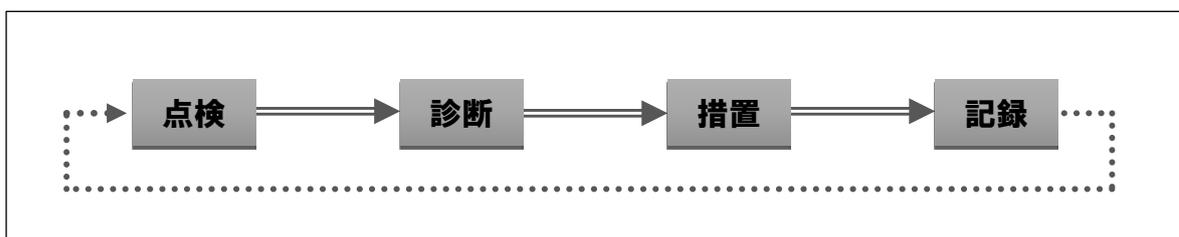


図 3-2 メンテナンスサイクルのイメージ

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

■予防保全型の維持管理

部位部材等の修繕周期や点検・診断結果等を踏まえ、適切な時期に修繕等を実施することにより、施設性能の低下や事故等を未然に防ぎ、良好で安全な状態の保持に努めます。

■計画的な更新等の実施

施設の劣化状況や利用状況等を総合的に勘案して、施設評価や優先度の設定等を行い、計画的に更新や改修等を行います。

■時代の要請や住民需要への対応

更新や改修等の際には、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン対応、省エネルギー対策、耐震化、防災対策など、時代の要請や住民需要に対応するために、必要となる施設の機能向上に努めます。

■効率的・効果的な維持管理・運営

効率的・効果的な維持管理・運営を実現するために、施設の長寿命化、省エネルギー対策、民間活力の導入（指定管理者制度、包括的民間委託など）などに取り組み、トータルコストの縮減に努めます。

(3) 安全確保の実施方針

■劣化や損傷等への措置

点検・診断等で劣化や損傷等が確認された施設については、速やかに修繕・改修等の必要な措置を講じます。

■施設の除却等の措置

老朽化し今後とも利用見込みのない施設や、高度の危険性が確認された施設については、立入禁止措置などを行い、周辺環境への影響を考慮し、施設の除却等の対策を講じます。

(4) 耐震化の実施方針

■耐震化の推進

公共施設等は、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設やライフライン施設の機能確保の必要があるため、施設の重要性や耐震性能等を勘案し、計画的に耐震化を推進します。

(5) 長寿命化の実施方針

■長寿命化の推進

今後も継続的に保有し続ける施設については、計画的に長寿命化を推進することにより、ライフサイクルコストの削減を図ります。

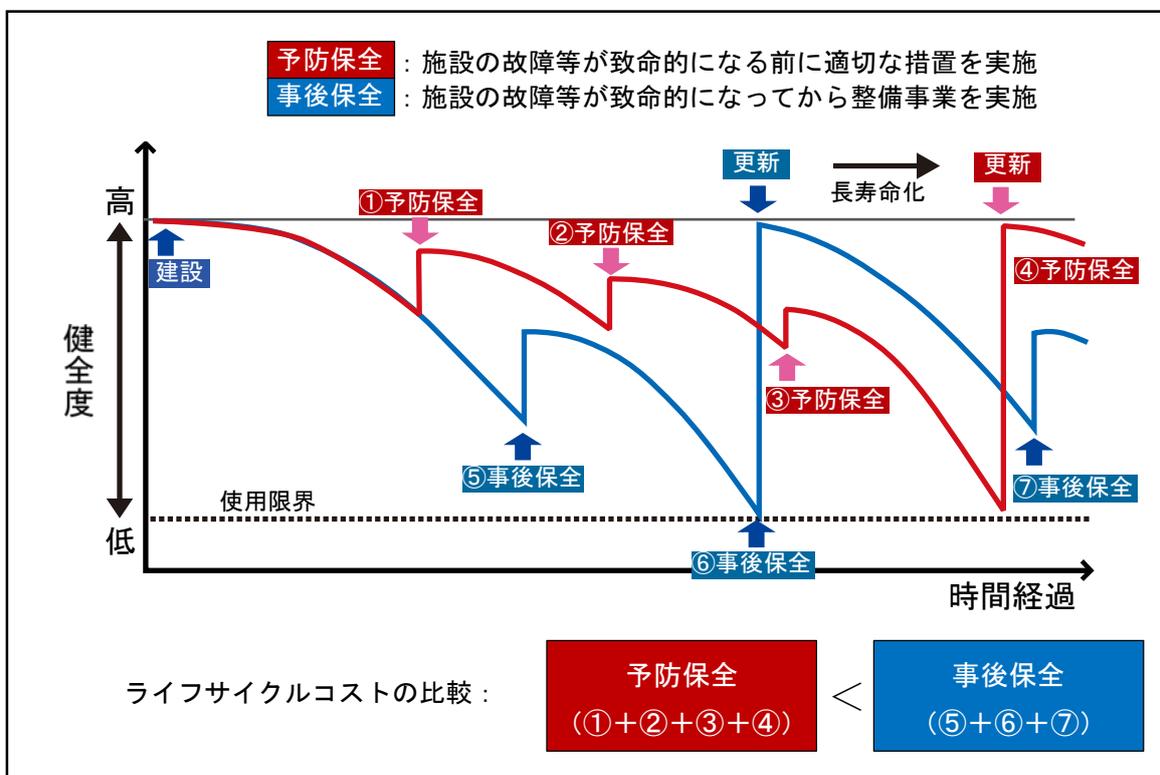


図 3-3 長寿命化のイメージ

(6) 統合や廃止の推進方針

■施設総量の適正化

中長期的な視点をもって、町が施設を保有・管理する必要性、劣化状況、需要見込み等を総合的に勘案し、更新、統合、廃止等を計画的に進め、総量の適正化を図ります。

方法	内容	イメージ	例
集約化	同一機能の複数施設をより少ない施設規模や数に集約		<ul style="list-style-type: none"> 更新や改築の際に2つの集会施設を1つに統合
複合化	周辺の異なる機能の施設と統合		<ul style="list-style-type: none"> 学校の余裕教室に児童館の機能を移転
民間施設の活用	周辺の民間施設を活用		<ul style="list-style-type: none"> 民間住宅を借り上げて公営住宅として供給
実施主体や管理運営主体の変更	事業の実施主体や管理運営主体を民間等へ変更		<ul style="list-style-type: none"> 集会施設を地元自治会へ譲渡
広域連携	近隣自治体の施設の機能、配置状況等を踏まえ、施設を広域利用		<ul style="list-style-type: none"> スポーツ施設を近隣自治体と相互利用
廃止	未利用施設等を廃止し、跡地を売却や貸付		<ul style="list-style-type: none"> 未利用施設を廃止し、跡地を売却

図 3-4 主な公共施設の再編パターン

(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための方策

■職員の意識啓発や技術向上

公共施設等マネジメントの取組を推進するためには、職員一人ひとりがその意義を理解することが重要であることから、職員を対象とした研修会への参加等により、意識啓発や技術向上を図ります。

■補助制度等の活用

国・県の補助制度や地方債を活用し、本町の財政負担の軽減及び平準化を図ります。

■広域連携

広域的な課題への対応や公共施設の相互利用などを適切に行うために、国・県・近隣自治体との連携を図ります。

■民間事業者との連携

PPP/PFI[※]の導入や、民間施設を利用した公共サービスの提供など、民間活力の効果的な活用に努めます。

■住民との協働・連携

住民や地域団体等が施設の維持管理・運営に参加する方法について検討し、住民との協働・連携を推進します。

■受益者負担の適正化

施設の使用料や手数料等の受益者負担の適正化に向けた検討を行い、必要に応じて見直しを行います。

■施設等の有効活用による財源確保

未利用資産の売却・貸付、広告事業、ネーミングライツ[※]など、施設等の有効活用による財源確保を図ります。

※PPP：Public Private Partnership（パブリック・プライベート・パートナーシップ）の略称。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。指定管理者制度も含まれる。

※PFI：Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の略称。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

※ネーミングライツ：地方自治体が設置する施設等の名称に、企業名や商品名等の愛称を付与することができる権利（命名権）をいう。

4.施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

4.1. 公共施設

(1) 町民文化系施設

(保有施設)

大分類	中分類	施設
町民文化系施設	集会施設	湯沢町公民館、湯沢町公民館浅貝分館、湯沢町農山村開発総合センター、旭原振興センター、八木沢・大島生活改善センター、芝原生活改善センター、戸沢生活改善センター、平沢生活改善センター、七谷切生活改善センター、松川生活改善センター、二居集会所、神立中央集会所、三俣集会所、西中集会所兼西中警察住宅

○各地区に集会施設が設置されています。全ての施設が建築後 25 年以上を経過しており、老朽化が進行しています。耐震基準を満たしていない施設が一部あります。1 施設は指定管理者、2 施設は町直営、その他は町内会により管理運営されています。

(基本方針)

○施設の老朽化状況、利用状況等に応じて、改修、更新、統廃合、地域への譲渡、民間活力の導入など、今後の施設のあり方について検討を行います。

(2) 社会教育系施設

(保有施設)

大分類	中分類	施設
社会教育系施設	博物館等	湯沢町歴史民俗資料館

○「湯沢町歴史民俗資料館」は湯沢町の文化財を保存・展示をしている施設です。指定管理者により管理運営されています。建築後 30 年以上を経過しており、老朽化が進行しています。近年の入館者数は約 1.3 万人/年程度となっています。

(基本方針)

○指定管理者と連携し、老朽化への対応やバリアフリー化など、計画的に改修等を実施します。

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

(保有施設)

※建物を有する施設のみ該当

大分類	中分類	施設
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	中央公園
	レクリエーション施設・観光施設	大源太キャニオン青少年旅行村、湯沢高原関連施設、湯沢フィッシングパーク、湯元共同浴場、土樽共同浴場、下湯沢共同浴場、三俣共同浴場、二居共同浴場宿、越路避難小屋、浅貝グラウンド、湯元源泉分湯場、岩原野外ステージ、旭原花の郷、細越源泉制御場、西中足湯ポケットパーク、体験工房大源太、大源太希望大橋、蓬ヒュッテ、土樽登山センター

○スポーツ・レクリエーション施設は 20 施設あります。そのうち、10 施設は指定管理者により運営されています。「大源太キャニオン青少年旅行村」の管理棟や「中央公園」の管理棟が建築後 30 年以上を経過しているなど、施設の老朽化が進行しています。

(基本方針)

- 「中央公園」については、「公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的に改修等を実施します。
- レクリエーション施設・観光施設については、施設の老朽化状況、利用状況、経営状況等に応じて、改修、更新、廃止、施設使用料金の適正化、民間活力の導入、民間への譲渡など、今後の施設のあり方について検討を行います。
- スキー場施設については、今後とも施設の適正な維持管理に努め、集客性の向上を図るとともに、効率的・計画的な改修、更新によるコストの縮減の検討を行います。

(4) 学校教育系施設

(保有施設)

大分類	中分類	施設
学校教育系施設	学校	湯沢学園
	その他教育施設	学校給食センター

○少子化に対応するために、各小中学校を統合し、「湯沢学園」を設置し、平成 26 年度に開校しました。さらに、平成 28 年度に保育園を統合し、認定子ども園を学園内に開園し、保・小・中一貫教育の環境を整備しました。また、地域交流センターが施設内に設置されており、地域の核となる施設となっています。

○「学校給食センター」は建築後約 20 年を経過しています。

(基本方針)

- 計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努めます。
- 「湯沢学園」は新しい施設ですが、第2体育館は建築後約20年を経過しているため、今後、計画的に改修等を実施します。

(5) 保健・福祉施設

(保有施設)

大分類	中分類	施設
保健・福祉施設	その他社会福祉施設	老人憩いの家「やすらぎ荘」、湯沢町総合福祉センター

- 「湯沢町総合福祉センター」は、高齢者や障がいのある方の健康保持・増進、その他福祉及び介護サービス事業を目的として設置された施設です。平成14年に設置された、「湯沢町保健医療センター」の敷地内にあります。
- 「老人憩いの家「やすらぎ荘」」は建築後約40年を経過しており、老朽化が著しい状況です。

(基本方針)

- 「湯沢町総合福祉センター」については、計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努めます。
- 「老人憩いの家「やすらぎ荘」」については、他施設への機能移転、除却を行います。

(6) 医療施設

(保有施設)

大分類	中分類	施設
医療施設	医療施設	湯沢町保健医療センター

- 「湯沢町保健医療センター」は、医療・保健・福祉が一体となって町民の健康をサポートするために、病院・健康増進施設を備えた施設です。指定管理者により管理運営されています。

(基本方針)

- 「町立湯沢病院改革プラン」に基づき、指定管理者と連携し、施設の適切な維持管理に努めます。

(7) 行政系施設

(保有施設)

大分類	中分類	施設
行政系施設	庁舎等	役場庁舎

- 「役場庁舎」は建築後 40 年以上を経過しており、老朽化が著しいです。最も建築年度の古い東館については、平成 24 年度に耐震補強等の改修工事を実施しました。今後は、西館や第 1 分館などの改修等が必要となっています。

(基本方針)

- 平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点としての機能確保が必要であるため、計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努めます。

(8) 公営住宅

(保有施設)

大分類	中分類	施設
公営住宅	公営住宅	大野原住宅、東山住宅、原新田住宅

- 3 つの町営住宅があり、全体で 40 戸を管理しており、現在全て入居中です。

(基本方針)

- 入居者の安全確保のために、計画的に改修等を実施します。
- 今後、施設の老朽化状況や入居状況等に応じて、大規模改修、更新、廃止、民間施設の活用など、施設のあり方を検討します。

(9) 公園

(保有施設)

※建物を有する公園のみ該当

大分類	中分類	施設
公園	公園	やまどり原公園、主水公園、土樽自然公園、滝沢公園、駅前公園、大石田公園、神立公園、地藏堂公園、奈良山公園、原新田公園

- 公園内の管理棟やトイレがあります。
- 「やまどり原公園」は指定管理者により運営されています。

(基本方針)

- 都市公園については、「公園施設長寿命化計画」に基づき、予防保全型の計画的な維持管理により、利用者の安全確保と、維持管理費用の抑制・平準化に努めます。

○指定管理者、地域住民や団体等と連携して、効率的な管理運営を推進します。

(10) 供給処理施設

(保有施設)

大分類	中分類	施設
供給処理施設	供給処理施設	資源ごみストックヤード

○「資源ごみストックヤード」は、資源ごみを一時的に保管する施設です。建築後 20 年以上を経過しています。

(基本方針)

○計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努めます。

(11) その他

(保有施設)

大分類	中分類	施設
その他	その他	(旧) 神立小学校、(旧) 土樽小学校、(旧) 湯沢小学校、(旧) 三俣小学校、(旧) 三国小学校、(旧) 土樽保育園、(旧) 神立保育園、(旧) 中央保育園、(旧) 湯沢保育園、(旧) 浅貝保育園、大野原教員住宅、城平霊苑、大野原霊苑、松の木坂霊苑、役場前バス停留所、田中バス停留所、三俣バス停留所、神弁橋公衆トイレ、浅貝公衆トイレ、ノリタ光学跡地倉庫、苗場クリスタル旧教員住宅、道の駅みつまた

○公衆トイレ、墓地、供用廃止された施設などがあります。

(基本方針)

○計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努めます。

○低未利用施設については、施設の設置目的、現在の利用状況、今後の利用見込み等を勘案し、廃止、転用、貸付、売却など、施設の有効活用を図ります。

4.2. インフラ資産

(1) 道路

(保有施設)

分類	種別	数量
道路	一級町道	22.3 km
		203,449 m ²
	二級町道	33.1 km
		190,182 m ²
	その他の町道	106.2 km
		505,205 m ²
計	161.7 km	
	898,835 m ²	
道路施設	トンネル	1 基
	スノーシェッド	2 基
	大型カルバート	3 基
	道路照明	392 基
	道路標識	52 基

(基本方針)

- 予防保全型の計画的な維持管理により、安全で円滑な交通の確保と、維持管理費用の抑制・平準化に努めます。
- 舗装やトンネル、スノーシェッドその他道路施設については、個別施設計画に基づき、計画的に修繕を進めます。
- 定期的にパトロールによる点検を実施し、損傷などが確認された場合は、適宜修繕を実施します。
- 現在の利用状況と今後の利用見込み、維持管理経費を勘案し、町道の見直しを検討します。

(2) 橋りょう

(保有施設)

分類	数量
橋りょう	104 橋
	2.3 km
	18,292 m ²

(基本方針)

- 「湯沢町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、予防保全型の計画的な維持管理により、安全で円滑な交通の確保と、維持管理費用の抑制・平準化に努めます。
- 定期的にパトロールによる点検を実施し、損傷などが確認された場合は、適宜修繕を実施します。
- 橋りょう点検の講習会等に参加するなど、町職員の技術向上に努めます。

(3) 上水道

(保有施設)

分類	種別	数量
上水道	管路	166.3 km
	上水処理施設	43 施設
		753 m ²

(基本方針)

- 「湯沢町地域水道ビジョン」に基づき、予防保全型の計画的な維持管理により、安全で安定した供給と、維持管理費用の抑制・平準化に努めます。
- 老朽度具合等に応じて、順次、施設や管路の耐震化、更新等を進めます。

(4) 下水道

(保有施設)

分類	種別	数量
下水道	管路	96.0 km
	下水処理施設	5 施設
		7,140 m ²

(基本方針)

- 予防保全型の計画的な維持管理により、衛生的な生活環境の保全と、維持管理費用の抑制・平準化に努めます。
- 老朽度具合等に応じて、順次、施設や管路の耐震化、更新等を進めます。
- 「(仮称)下水道ストックマネジメント計画」の策定を検討し、持続可能な下水道事業の実施を図ります。

(5) 農道、林道

(保有施設)

分類	数量
農道	22.3 km
林道	15.3 km
	47,404 m ²

(基本方針)

- 自然災害の発生、地域住民からの修繕要望等に応じて、必要に応じた修繕等を実施します。

5. 推進体制

5.1. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有

(1) 全庁的な取組体制の構築

- 公共施設等マネジメントに主体的に取り組む部署（平成 28 年度現在は企画政策課）が中心となり、施設所管課などの関連部署と連携し、全庁的な取組体制を構築します。
- 庁内検討組織において、全庁的な調整や合意形成を行います。

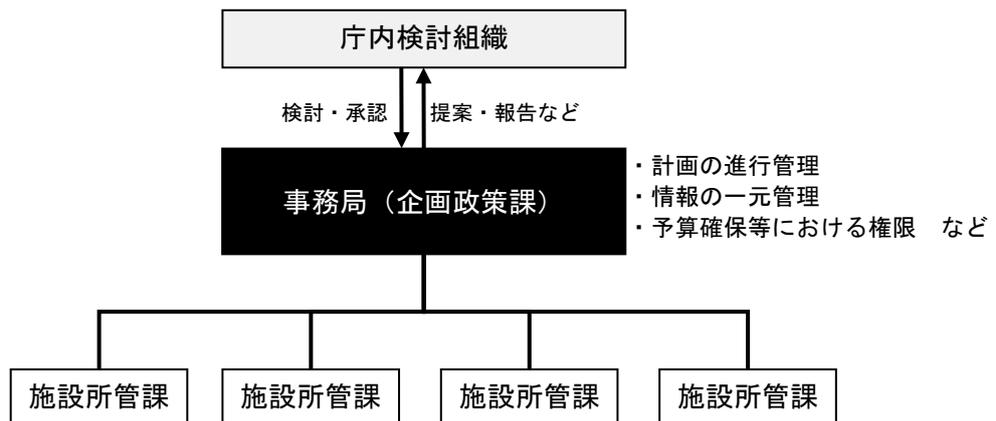


図 5-1 全庁的な取組体制のイメージ

(2) 情報の一元管理

- 施設ごとに施設所管部局が把握している施設情報について、一元的に管理・共有化するために、施設情報のデータベース化を進め、施設情報を継続的に更新し、活用できる仕組みを構築します。

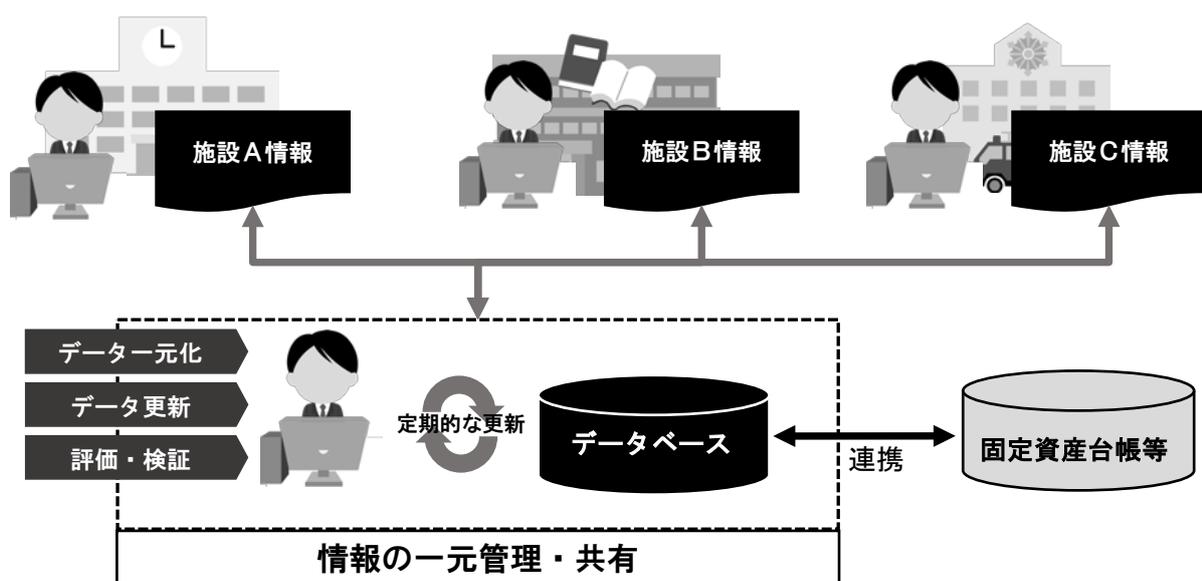


図 5-2 情報管理・共有のイメージ

5.2. フォローアップの実施方針

(1) PDCA サイクルによる計画の推進

○PDCA(計画・実施・評価・改善)サイクルにより、取組の進捗管理や改善を行い、本計画を着実に推進していきます。

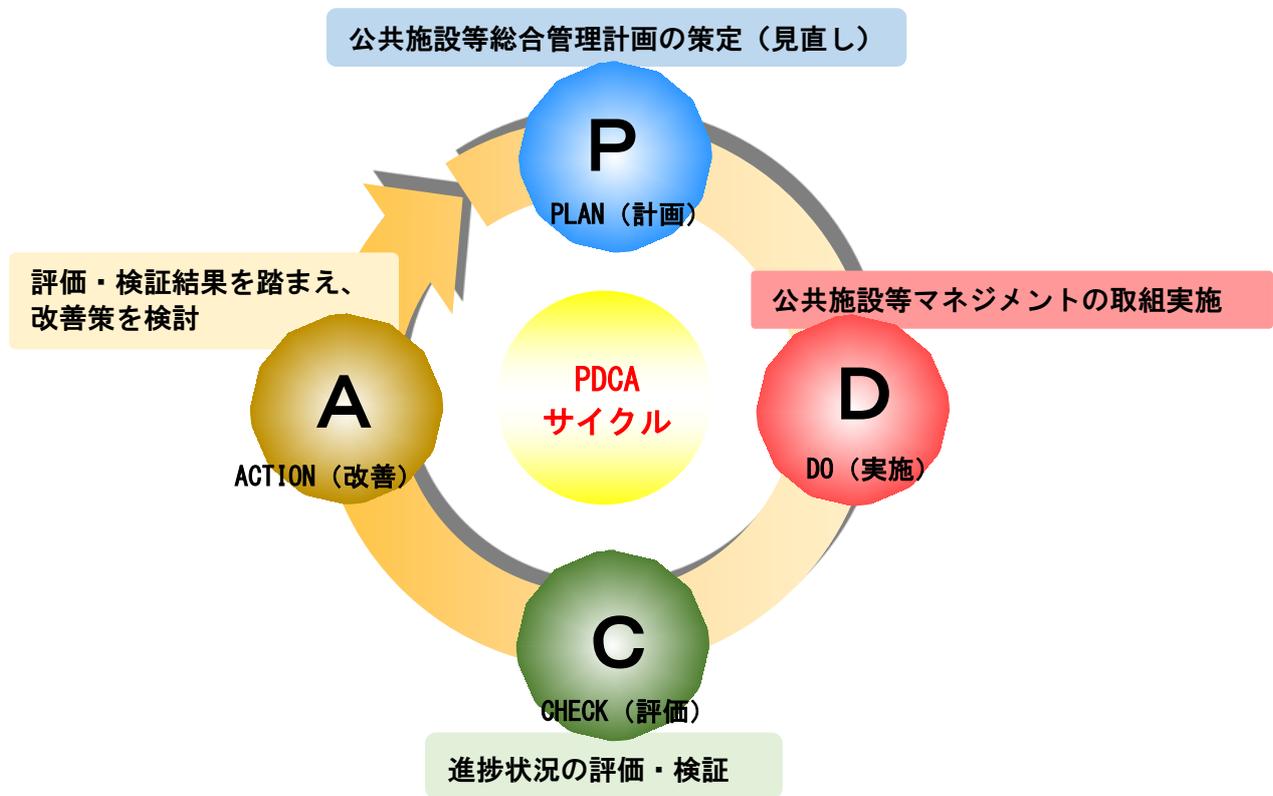


図 5-3 フォローアップの実施のイメージ

(2) 町民との情報共有

○計画を推進するためには、町民と情報や意識を共有することが重要であるため、町のホームページや広報等を活用し、取組の見直し状況等の情報公開に努めます。

資料編

1. 公共施設一覧

表 公共施設一覧（1）

大分類	中分類	施設名	棟名称	建築年度 (年度)	延床面積 (㎡)	
町民文化系施設	集会施設	湯沢町公民館	湯沢町公民館	1986	2,546	
			湯沢町公民館浅貝分館	校舎	1976	622
		湯沢町農山村開発総合センター	プロパン庫	1976	3	
			体育館	1977	393	
			渡り廊下	1977	15	
			用具室	1978	38	
			集会所	1972	732	
			プロパン庫	1972	3	
			旭原振興センター	振興センター	1976	290
			八木沢・大島生活改善センター	生活改善センター	1980	149
			芝原生活改善センター	生活改善センター	1981	132
			戸沢生活改善センター	生活改善センター	1981	152
		平沢生活改善センター	生活改善センター	1981	121	
		七谷切生活改善センター	生活改善センター	1982	105	
		松川生活改善センター	生活改善センター	1982	172	
		二居集会所	集会所	1981	245	
		神立中央集会所	集会所	1983	149	
		三俣集会所	集会所	1986	165	
		西中集会所兼西中警察住宅	居宅兼事務所	1990	178	
			倉庫	1990	71	
社会教育系施設	博物館等	湯沢町歴史民俗資料館	歴史民俗資料館	1982	971	
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	中央公園	管理棟	1981	636	
			湯沢カルチャーセンター	1988	5,998	
湯沢レジャープール（プール・レストラン・事務室）			1992	1,245		
湯沢レジャープール・ポンプ室			1992	66		
湯沢レジャープール・機械室1（北側）			1992	94		
湯沢レジャープール・機械室2（南側）			1992	36		
競技場器具庫			1995	100		
野球場スタンド			1998	371		
野球場スコアボード			1999	104		
多機能トイレ			2009	39		
競技場トイレ			2009	33		
池トイレ			2010	16		
テニスコートトイレ			2010	16		
少年野球場トイレ			2010	16		
ゲートボール場トイレ			2010	24		
レクリエーション施設・観光施設			大源太キャニオン青少年旅行村	中央管理棟（大源太キャニオン）	1972	133
				管理棟（大源太キャニオン）	1972	50
大源太キャンプ場内トイレ				1973	29	
大源太キャンプ場入口トイレ				1993	24	
ゴミ庫				1999	13	
湯沢高原関連施設	レストランアルピナ 店舗	1978		250		
	レストランアルピナ 倉庫	1978		233		
	レストランサントピア	1985		1,694		
	トリプルリフト管理室山頂駅 管理事務所	1988		299		
	トリプルリフト管理室山麓駅 管理事務所	1988		383		
	ロープウェイ山頂駅 待合室1	1991	215			
	ロープウェイ山頂駅 待合室2	1991	79			
	ロープウェイ山頂駅 待合室3	1991	69			
	ロープウェイ山頂駅 プラットホーム	1991	1,129			
	ロープウェイ山麓駅 ロープウェーステーション	1991	1,714			
ロープウェイ山麓駅 保養センター	1991	2,105				
布場スキー場管理棟 布場センターハウス	1999	40				
湯沢フィッシングパーク	倉庫1	1978	15			
	倉庫2	1981	30			
	管理棟	1986	104			
	公衆トイレ1	1988	11			
	倉庫3	1989	54			
	公衆トイレ2	1991	25			
	店舗（調理場）	1992	40			
	店舗（竿貸場）	1992	10			
	食堂	1994	149			
	公衆トイレ3	1996	45			
売店	1999	10				

表 公共施設一覧（２）

大分類	中分類	施設名	棟名称	建築年度 (年度)	延床面積 (㎡)		
		湯元共同浴場（山の湯）	浴場・浴室	1985	159		
			管理人室増築（増床）	1987	46		
		土樽共同浴場（岩の湯）	浴場・浴室	1991	515		
			機械室	1991	29		
		下湯沢共同浴場（駒子の湯）	浴場・浴室	1994	339		
			機械室	1994	51		
		三保共同浴場（街道の湯）	浴場・浴室	1996	306		
			機械室	1996	53		
		二居共同浴場（宿場の湯）	浴場・浴室	1996	927		
			機械室	1996	180		
		越路避難小屋	避難小屋	1963	4		
		浅貝グラウンド	倉庫	1977	29		
		湯元源泉分湯場	湯元源泉分湯場	1991	10		
		岩原野外ステージ	野外ステージトイレ	1992	22		
		旭原花の郷	トイレ	1994	27		
			旭原陶芸工房	1997	102		
		細越源泉制御場	ポンプ室	1996	19		
		西中足湯ポケットパーク	公衆トイレ	2003	23		
			渡廊下	2003	31		
		体験工房大源太	店舗	2004	863		
大源太希望大橋	トイレ	2011	12				
蓬ヒュッテ	山小屋	2015	48				
土樽登山センター	休憩所	不明	46				
学校教育系施設	学校	湯沢学園	湯沢中学校第2体育館1	1997	842		
			湯沢中学校第2体育館2	1997	781		
			部活用具庫	2000	18		
			バス停留所	2000	30		
			小・中教室棟	2014	5,395		
			交流アリーナ棟	2014	5,554		
			渡り廊下棟	2014	146		
			発電機室	2014	40		
			ポンプ庫	2014	48		
			子ども園棟	2015	3,154		
			車庫	2015	66		
			倉庫・ボイラー室	2015	33		
			グラウンド倉庫	2015	123		
			防災倉庫	2015	79		
			学校給食センター	調理場	1993	706	
					車庫	1998	31
			保健・福祉施設	その他社会福祉施設	老人憩いの家「やすらぎ荘」	やすらぎ荘	1978
湯沢町総合福祉センター	福祉センター	1991			2,339		
医療施設	医療施設	湯沢町保健医療センター	病院・健康増進施設	2002	7,222		
行政系施設	庁舎等	役場庁舎	プロパン庫	2002	19		
			庁舎東館	1967	1,877		
			駐車場車庫（南）	1969	137		
			車庫（第2分館南側）	1970	206		
			第2分館	1972	104		
			第1分館	1973	268		
			庁舎西館	1984	1,235		
			エレベータ棟	1998	105		
			非常用発電機室	2005	21		
			車庫（第2分館北側）	不明	170		
			公営住宅	公営住宅	大野原住宅	1号～4号	1983
東山住宅	201号～404号	1985				916	
	プロパン庫	1985				10	
原新田住宅	受水室	1985			20		
	1号棟	2001			171		
	2号棟	2001			171		
	3号棟	2001			171		
	4号棟	2001			171		
	5号棟	2002			113		
	6号棟	2002			113		
	7号棟	2002			172		
	8号棟	2002			172		
	9号棟	2003			172		
	10号棟	2003			172		
	11号棟	2004			113		
12号棟	2004	113					

表 公共施設一覧（3）

大分類	中分類	施設名	棟名称	建築年度 (年度)	延床面積 (㎡)		
公園	公園	やまどり原公園	公衆トイレ（平標）	1991	17		
			管理棟	1998	245		
		主水公園	公衆トイレ	1993	20		
		土樽自然公園	公衆トイレ	2005	30		
		滝沢公園	公衆トイレ	2012	9		
		駅前公園	公衆トイレ	不明	5		
		大石田公園	公衆トイレ	不明	16		
		神立公園	公衆トイレ	不明	5		
		地藏堂公園	公衆トイレ	不明	5		
		奈良山公園	公衆トイレ	不明	5		
		原新田公園	公衆トイレ	不明	-		
		供給処理施設	供給処理施設	資源ごみストックヤード	資源ごみストックヤード	1989	637
その他	その他	(旧) 神立小学校	校舎 1	1977	2,095		
			プロパン庫	1977	6		
			体育館	1978	593		
			校舎・渡り廊下	1978	61		
			プール機械室	1980	26		
			校舎 2	1991	381		
			(旧) 土樽小学校	校舎	1978	2,431	
		体育館	1979	560			
		プール機械室	1980	13			
		体育館（給食室）	1982	560			
		校舎（スキールーム）	1989	84			
		バス停留所	2007	5			
		(旧) 湯沢小学校	校舎	1979	4,653		
		体育館	1980	786			
		(旧) 三俣小学校	プール機械室	1969	7		
		校舎	1980	933			
		体育館	1981	536			
		(旧) 三国小学校	校舎	1989	2,392		
		プール専用附属室	1989	38			
		(旧) 土樽保育園	園舎	1977	659		
		(旧) 神立保育園	園舎	1979	593		
		(旧) 中央保育園	園舎	1980	792		
		倉庫	1998	40			
		(旧) 湯沢保育園	園舎	1980	611		
		倉庫	2002	14			
		(旧) 浅貝保育園	園舎	1981	253		
		大野原教員住宅	C棟	1988	160		
			D棟	1992	642		
			E棟	1993	575		
		城平霊苑	公衆トイレ	1971	5		
		大野原霊苑	公衆トイレ	1981	11		
		松の木坂霊苑	公衆トイレ	1995	13		
		役場前バス停留所	停留所	2003	5		
		田中バス停留所	停留所	2010	10		
		三俣バス停留所	停留所	2014	7		
		神弁橋公衆トイレ	公衆トイレ	1984	9		
		浅貝公衆トイレ	公衆トイレ	1999	28		
		ノリタ光学跡地倉庫	ポンプ室	1970	17		
			工場・倉庫	1970	1,379		
		苗場クリスタル旧教員住宅	苗場クリスタル旧教員住宅	1992	44		
		道の駅みつまた	道の駅	2013	250		
		合計					86,201

2. 公共施設等の将来更新等費用の試算条件

(1) 公共施設

- ◆物価変動率、落札率等は考慮しない
- ◆公共施設の更新（建替え）、大規模改修は、更新年数経過後に現在と同じ延床面積で更新する
- ◆建築後、60年で更新（建替え）を実施
- ◆建築後、30年で大規模改修を実施（ただし、大規模改修の実績がある施設は除く）
- ◆平成28年時点で建築後31～50年を経過していて、大規模改修未実施の施設については、今後10年間に実施するものと仮定して、大規模改修費用を均等に振り分けて計上
- ◆更新（建替え）費用、大規模改修費用の単価は、「公共施設等更新費用試算ソフト」の値を採用

表 公共施設の更新費用の単価

用途	大規模改修	更新（建替え）
町民文化系施設	25万円/m ²	40万円/m ²
社会教育系施設	25万円/m ²	40万円/m ²
スポーツ・レクリエーション系施設	20万円/m ²	36万円/m ²
学校教育系施設	17万円/m ²	33万円/m ²
子育て支援施設	17万円/m ²	33万円/m ²
保健・福祉施設	20万円/m ²	36万円/m ²
医療施設	25万円/m ²	40万円/m ²
行政系施設	25万円/m ²	40万円/m ²
公営住宅	17万円/m ²	28万円/m ²
公園	17万円/m ²	33万円/m ²
供給処理施設	20万円/m ²	36万円/m ²
その他	20万円/m ²	36万円/m ²

出典：公共施設等更新費用試算ソフト

(2) インフラ資産

① 道路

◆ 更新年数

- ・ 15 年

※ 舗装の耐用年数の 10 年と舗装の一般的な供用寿命の 12～20 年の年数を踏まえて 15 年とする

◆ 更新費用

- ・ 全整備面積を 15 年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定

◆ 更新費用単価

- ・ 「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用
道路（1 級、2 級、その他）：4,700 円/m²
自転車歩行者道：2,700 円/m²

② 橋りょう

◆ 耐用年数

- ・ 60 年

◆ 更新費用単価

- ・ 「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用
448 千円/m²

◆ 建設年度が不明の橋りょう

- ・ 平成 29 年度から平成 68 年度の 40 年間で処理（更新費を 40 年間で均等に振り分け）

◆ 耐用年数を超えている橋りょう

- ・ 試算時点で更新年数を既に経過している場合：平成 29 年度から 5 年で処理（更新費を 5 年間で均等に振り分け）

③上水道

- ◆耐用年数
 - ・40年
- ◆更新費用単価
 - ・「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用
- ◆建設年度が不明の上水道管
 - ・平成29年度から平成68年度の40年間で処理（更新費を40年間で均等に振り分け）
- ◆耐用年数を超過している上水道管
 - ・試算時点で更新年数を既に経過している場合：平成29年度から5年で処理（更新費を5年間で均等に振り分け）
- ◆上水処理施設
 - ・建築後60年で更新、30年で大規模改修を実施
 - ・「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用
更新（建替え）：36万円/m²、大規模改修費用：20万円/m²

表 上水道管の更新費用の単価

管種	管径	更新単価 (千円/m)	管種	管径	更新単価 (千円/m)
導水管	300mm未満	100	配水管	50mm以下	97
	300～500mm未満	114		75mm以下	97
	500～1000mm未満	161		100mm以下	97
	1000～1500mm未満	345		125mm以下	97
	1500～2000mm未満	742		150mm以下	97
	2000mm以上	923		200mm以下	100
送水管	300mm未満	100		250mm以下	103
	300～500mm未満	114		300mm以下	106
	500～1000mm未満	161		350mm以下	111
	1000～1500mm未満	345		400mm以下	116
	1500～2000mm未満	742		450mm以下	121
	2000mm以上	923		500mm以下	128
				550mm以下	128
				600mm以下	142
				700mm以下	158
				800mm以下	178
				900mm以下	199
				1000mm以下	224
				1100mm以下	250
				1200mm以下	279
			1350mm以下	628	
			1500mm以下	678	
			1650mm以下	738	
			1800mm以下	810	
			2000mm以上	923	

出典：公共施設等更新費用試算ソフト

④下水道

◆耐用年数

- ・50年

◆更新費用単価

- ・「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用

◆建設年度が不明の下水道管

- ・平成29年度から平成68年度の40年間で処理（更新費を40年間で均等に振り分け）

◆耐用年数を超過している下水道管

- ・試算時点で更新年数を既に経過している場合：平成29年から5年で処理（更新費を5年間で均等に振り分け）

◆下水処理施設

- ・建築後、60年で更新（建替え）、30年で大規模改修を実施
- ・「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用
更新（建替え）：36万円/m²、大規模改修費用：20万円/m²

（3）投資的経費の状況

表 近年の投資的経費の状況

会計	投資的経費（千円）						備考
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	5ヵ年平均	
一般会計 普通建設費	363,261	609,036	491,904	734,975	404,830	520,801	文教施設整備費を除く
下水道特別会計（公共）	108,818	64,888	206,319	105,124	94,984	116,027	決算書より抜粋
下水道特別会計（特環）	63,400	26,100	43,413	83,329	63,980	56,044	決算書より抜粋
水道事業会計	99,299	126,613	71,421	30,927	30,617	71,775	決算書より
病院事業会計	0	0	0	0	0	0	医療機器・備品・車両更新を除く
合計	634,778	826,637	813,057	954,355	594,411	764,648	

出典：湯沢町企画政策課調べ

湯沢町公共施設等総合管理計画

発行年月 平成 29 年 3 月

発 行 湯沢町

編 集 湯沢町 総務部 企画政策課

〒949-6192 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立 300 番地

T E L : 025-784-3451 (代表)

F A X : 025-784-1818